

令和6年度 事業 ガイド



新潟県国保連合会の
イメージキャラクター

トキちゃん



新潟県国民健康保険団体連合会

基本理念

保険者の共同体として 国民健康保険の発展に貢献する

基本方針

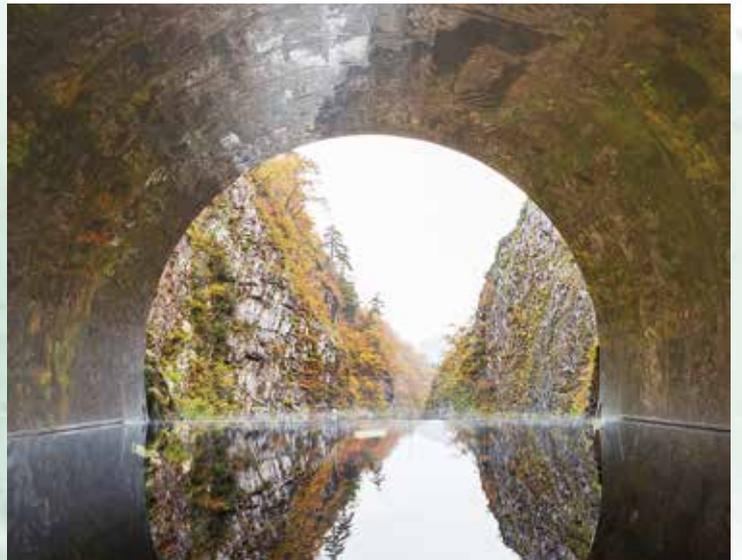
1. 私たちは、保険者の信頼を得るため、専門性を磨き、質の高い仕事をします。
2. 私たちは、社会の変化を恐れず、常に問題意識を持ち、積極的にチャレンジします。
3. 私たちは、責任を自覚し、常に品位を保ち、誇りを持って業務を遂行します。

C O N T E N T S

1 国保連合会の概要	2
2 事務局組織	8
3 国保連合会の事業内容	10
4 会員名簿	34
5 国保連合会のあゆみ	36
6 各種統計資料	40

1 国保連合会の概要

清津峡トンネル（十日町）



1 国保連合会の概要

目 的

国民健康保険団体連合会は、国民健康保険法に基づき、国民健康保険の保険者が共同して、その目的達成のための事業を行うために設立された公法人です。

設 立

昭和16年4月1日 新潟県国民健康保険組合联合会設立

昭和23年11月 新潟県国民健康保険団体連合会に改称

事 務 所

新潟市中央区新光町7番地1

新潟県自治会館別館内

〒950-8560

T E L 025-285-3030(代)

F A X 025-285-3060



事 業

連合会は、次に掲げる事業を行います。

- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療に係る審査及び支払に関する事務
 - ① 公費負担医療費に関する費用の審査及び支払に関する事務
 - ② 市町村が行う老人（県老）、重度心身障害者、県親、子ども、妊産婦の医療費助成事業における保険医療機関及び保険薬局に支払うべき額の審査及び支払に関する事務
- (2) 介護給付費の請求に関する審査及び支払に関する事務
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業費の支払決定に係る審査及び支払に関する事務
- (4) 障害介護給付費、障害児給付費の審査及び支払に関する事務
- (5) 出産育児一時金の支払に関する事務
- (6) 風しん抗体検査等の費用の支払に関する事務
- (7) 保健事業
- (8) 特定健康診査・特定保健指導に関する事業
- (9) 後期高齢者医療の健康診査に関する費用の支払に関する事務
- (10) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護給付費等の交通事故等に係る第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
- (11) 保険者の事務の共同処理
- (12) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業
- (13) 国民健康保険に関する調査及び研究
- (14) その他この会の目的を達成するために必要な事業

会 員

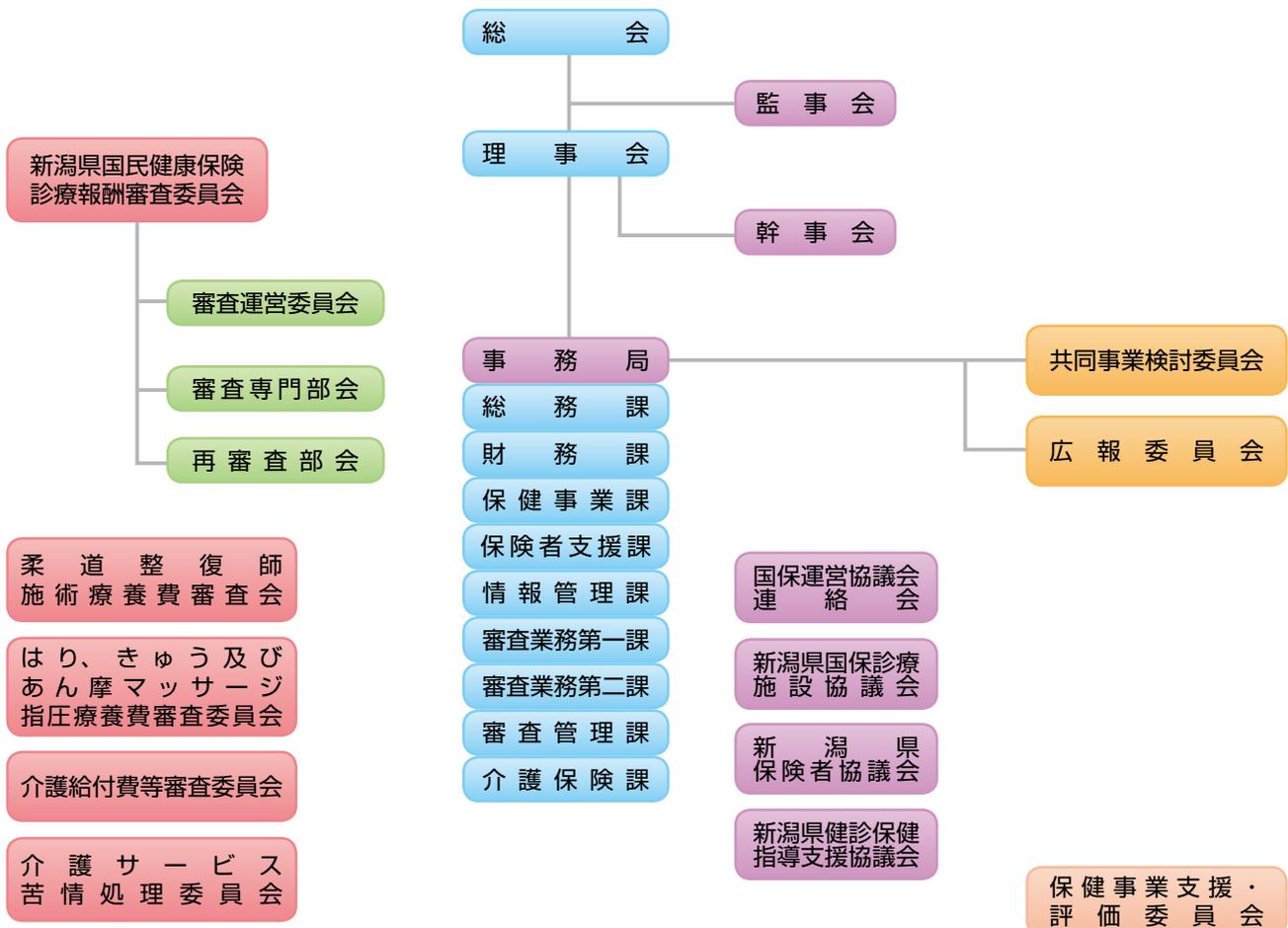
新潟県の区域において国民健康保険事業を行う県・市・町・村並びに国民健康保険組合

	保険者数 (R6.4.1現在)	被保険者数① (R6.3.31現在)	被保険者数② (R5.3.31現在)	増減 (①－②)	比較 (①／②)
県、市町村	31	391,984	410,281	-18,297	95.54%
国保組合	3	22,644	23,044	-400	98.26%
計	34	414,628	433,325	-18,697	95.69%

後期高齢者医療広域連合

	構成市町村数 (R6.4.1現在)	被保険者数① (R6.3.31現在)	被保険者数② (R5.3.31現在)	増減 (①－②)	比較 (①／②)
後期高齢者 医療広域連合	30	395,096	385,292	9,804	102.54%

組 織



役員名簿

令和6年7月12日現在



理事長
二階堂 馨
(新発田市長)

副理事長	糸魚川市長	米田 徹
〃	佐渡市長	渡辺 竜五
〃	刈羽村長	品田 宏夫
〃	湯沢町長	田村 正幸
常務理事		本間 由美子
理事	新潟県福祉保健部長	中村 洋心
〃	三条市長	滝沢 亮
〃	柏崎市長	櫻井 雅浩
〃	五泉市長	田邊 正幸
〃	魚沼市長	内田 幹夫
〃	燕市長	鈴木 力
〃	田上町長	佐野 恒雄
〃	津南町長	桑原 悠
〃	新潟県建築国民健康保険組合理事長	佐藤 政己
〃	新潟県医師会長	堂前 洋一郎
監事	長岡市長	磯田 達伸
〃	十日町市長	関口 芳史
〃	関川村長	加藤 弘

定数

- ・理事長 1名
- ・副理事長 4名
- ・常務理事 1名
- ・理事 10名
- ・監事 3名

負担金・手数料

令和6年度 税込

① 負担金

- (1) 第一種負担金
 - ・均等割 1保険者当り 100,000円
 - ・被保険者割 1人当り 227円86銭
- (2) 第二種負担金
 - ・均等割 1保険者当り 28,000円
 - ・施設割 1施設当り 10,000円
 - ・病床割 1病床当り 540円
 - ・医師割 1人当り 6,500円
- (3) 求償事務受益者負担金
前々年度求償実績額の5%

② 国民健康保険関係手数料

- (1) 審査支払手数料
 - ・国保 1件当り 72円23銭
 - ・療養費 1件当り 72円23銭
 - ・その他公費 1件当り 94円
 - ・県単 1件当り 80円
- (2) 出産育児一時金
1件当り 210円
- (3) 風しん対策 1件当り 300円
- (4) 新型コロナウイルスワクチン接種
1件当り 300円
- (5) 共同電算処理取扱手数料
1件当り 21円93銭
- (6) 国保情報集約システム運用手数料
年間総額 36,541,980円
- (7) 海外療養費不正請求対策事業手数料
 - ・翻訳 1件当り 4,400円
 - ・照会 1件当り 文書 23,100円、電話 13,200円
- (8) レセプト二次点検手数料
1件当り 5円61銭
- (9) 医療費通知書作成等手数料^(※)
1通当り 24円20銭
- (10) 後発医薬品差額通知書作成等手数料^(※)
1通当り 30円80銭
- (11) 高額療養費支給勧奨通知作成手数料
1通当り 44円
- (12) 高額療養費支給決定通知書作成手数料^(※)
1通当り 22円
- (13) 柔整療養費適正化支援事業
 - ・データ作成・抽出 1件当り 49円50銭
 - ・調査票作成・送付^(※) 1件当り 220円
別途固定費として月額16,500円
- (14) 国保被保険者証作成手数料^(オプションあり)
1通当り 39円60銭

(※)：当会にて発送する場合は別途郵便料金実費が発生します

③ 後期高齢者医療関係手数料

- (1) 審査支払手数料
 - ・後期 1件当り 73円40銭
 - ・その他公費 1件当り 94円
 - ・県単 1件当り 80円
- (2) レセプト電算処理システム特別分担金
1件当り 9円93銭
- (3) 代行共同電算手数料
1件当り 21円77銭
- (4) レセプト二次点検手数料
1件当り 5円61銭
- (5) 後発医薬品差額通知書作成手数料
1通当り 31円90銭
- (6) 柔整療養費適正化支援事業
 - ・データ作成・抽出 1件当り 49円50銭
 - ・調査票作成・送付^(※) 1件当り 220円
別途固定費として月額16,500円
- (7) 給付関係現金支給処理業務手数料
年間総額 39,738,000円
- (8) 過誤処理業務手数料
年間総額 12,800,000円
- (9) 電算サポート 年間総額 8,000,000円

④ 介護保険関係手数料

- (1) 審査支払手数料
 - ・介護給付費 1件当り 54円
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業費 1件当り 54円
 - ・その他公費 1件当り 95円
- (2) 年金特別徴収手数料
1人当り 4円80銭

⑤ 障害者総合支援関係手数料

- (1) 審査支払手数料
 - ・障害介護給付費 1件当り 135円
 - ・障害児給付費 1件当り 135円
- (2) 共同処理事業手数料
1件当り 135円

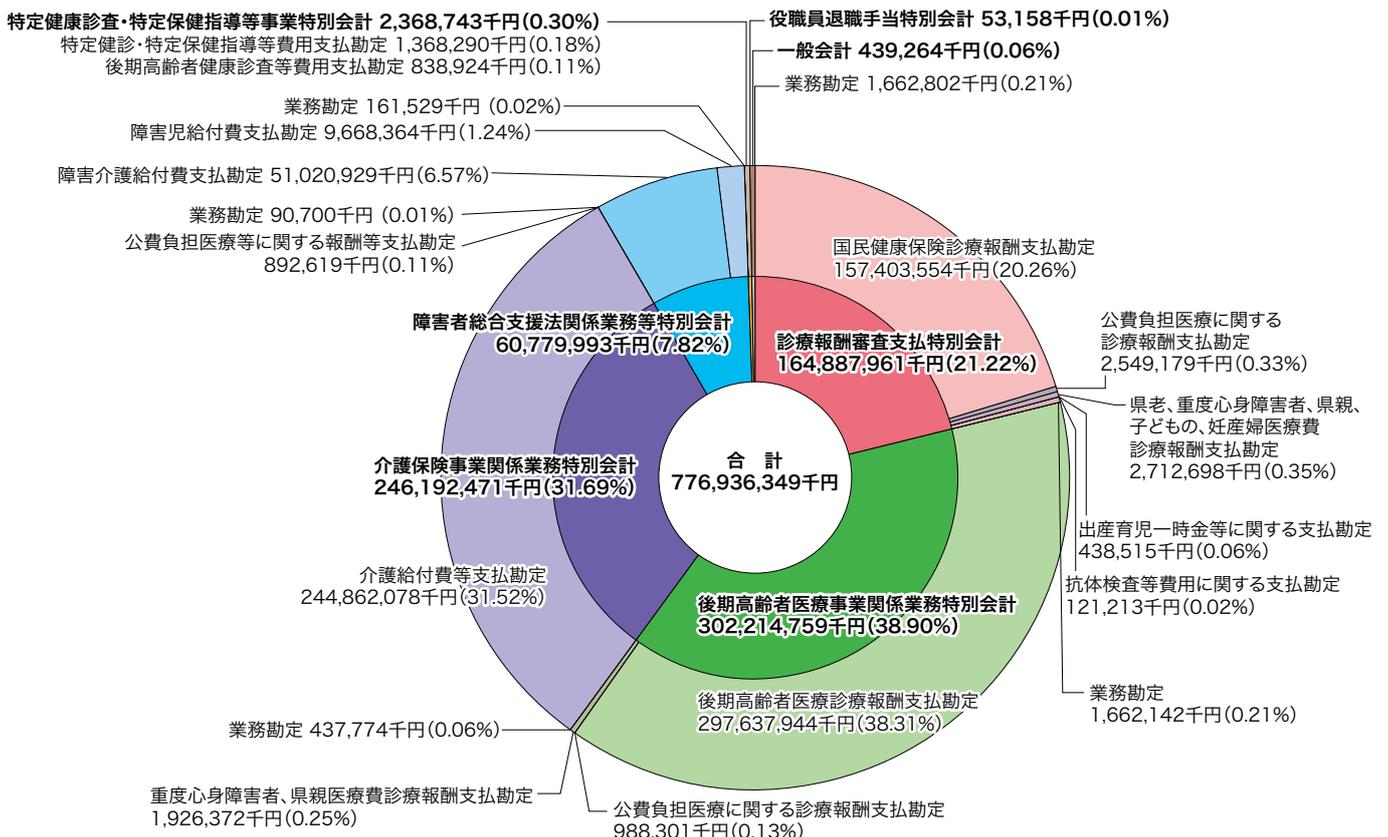
⑥ 特定健診・保健指導関係手数料

- (1) 特定健診・保健指導手数料
1件当り 189円
- (2) 保健支援手数料Ⅰ 1件当り 147円
- (3) 保健支援手数料Ⅱ 1件当り 200円
- (4) 特定健診等データ管理システム負担金
1件当り 23円12銭
- (5) 健康づくりのための情報提供事業事務手数料
1件当り 95円

予 算

令和6年度当初予算

会計別	本年度 (千円)	構成比 (%)	前年度 (千円)	前年度比較 (千円)	前年度比
一般会計	439,264	0.06	546,899	△ 107,635	80%
診療報酬審査支払特別会計	164,887,961	21.22	164,598,231	289,730	100%
業務勘定	1,662,802	0.21	2,111,643	△ 448,841	79%
国民健康保険診療報酬支払勘定	157,403,554	20.26	155,199,058	2,204,496	101%
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	2,549,179	0.33	3,271,295	△ 722,116	78%
県老、重度心身障害者、県親、子どもの、妊産婦医療費診療報酬支払勘定	2,712,698	0.35	2,540,042	172,656	107%
出産育児一時金等に関する支払勘定	438,515	0.06	373,019	65,496	118%
抗体検査等費用に関する支払勘定	121,213	0.02	1,103,174	△ 981,961	11%
後期高齢者医療事業関係業務特別会計	302,214,759	38.90	276,344,177	25,870,582	109%
業務勘定	1,662,142	0.21	1,483,920	178,222	112%
後期高齢者医療診療報酬支払勘定	297,637,944	38.31	271,539,816	26,098,128	110%
公費負担医療に関する診療報酬支払勘定	988,301	0.13	1,458,365	△ 470,064	68%
重度心身障害者、県親医療費診療報酬支払勘定	1,926,372	0.25	1,862,076	64,296	103%
介護保険事業関係業務特別会計	246,192,471	31.69	244,135,635	2,056,836	101%
業務勘定	437,774	0.06	378,284	59,490	116%
介護給付費等支払勘定	244,862,078	31.52	242,944,274	1,917,804	101%
公費負担医療等に関する報酬等支払勘定	892,619	0.11	813,077	79,542	110%
障害者総合支援法関係業務等特別会計	60,779,993	7.82	54,528,104	6,251,889	111%
業務勘定	90,700	0.01	77,900	12,800	116%
障害介護給付費支払勘定	51,020,929	6.57	47,189,676	3,831,253	108%
障害児給付費支払勘定	9,668,364	1.24	7,260,528	2,407,836	133%
特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計	2,368,743	0.30	2,358,349	10,394	100%
業務勘定	161,529	0.02	148,979	12,550	108%
特定健診・特定保健指導等費用支払勘定	1,368,290	0.18	1,426,024	△ 57,734	96%
後期高齢者健康診査等費用支払勘定	838,924	0.11	783,346	55,578	107%
役員退職手当特別会計	53,158	0.01	10,729	42,429	495%
合計	776,936,349	100	742,522,124	34,414,225	105%



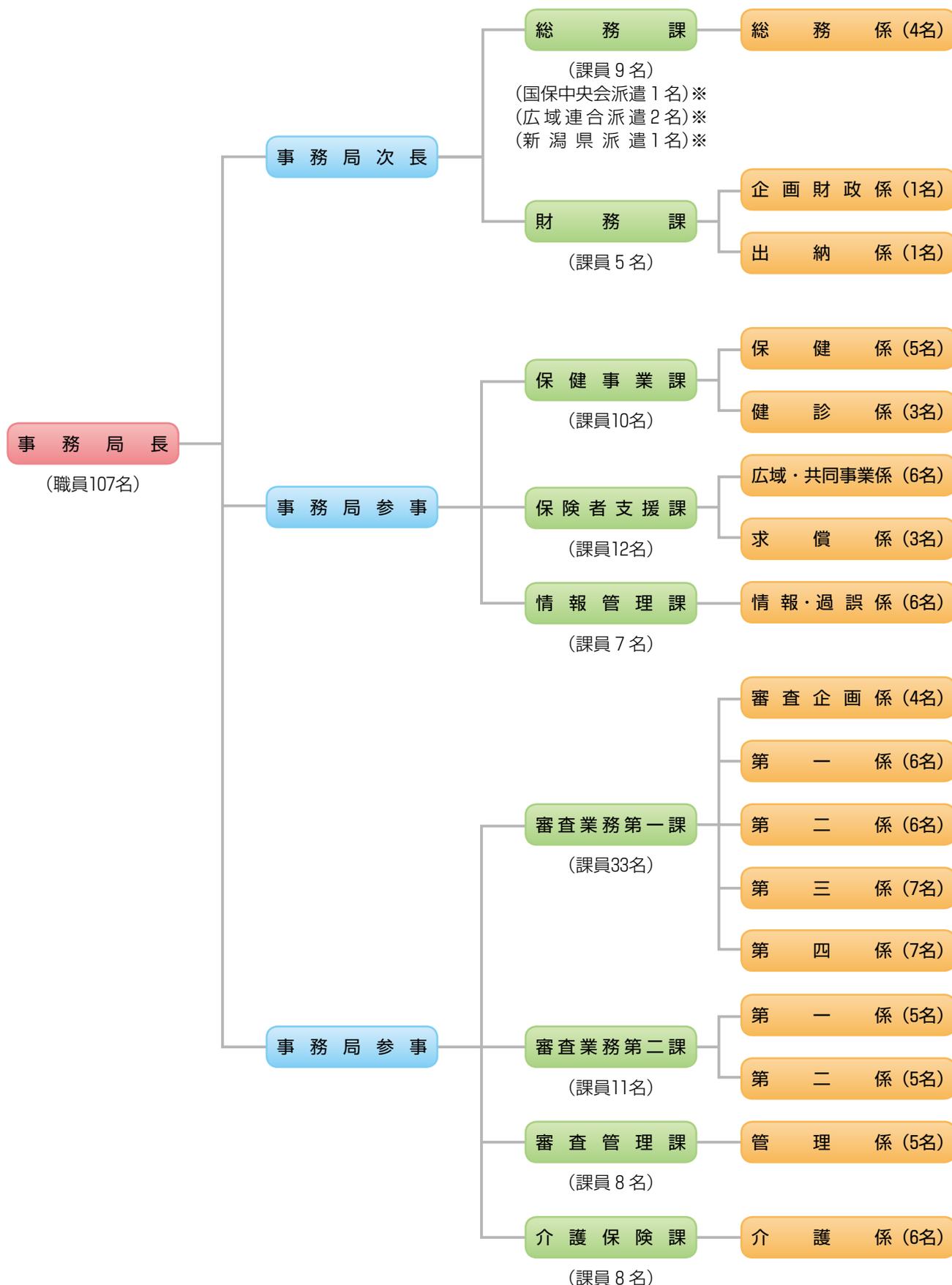
2

事務局組織



牛の角突き（長岡市）

2 事務局組織



令和6年4月1日現在
※()内は再掲

3

国保連合会の 事業内容



瓢湖（阿賀野市）

3 国保連合会の事業内容

1. 機関会議に関すること

- ① 通常総会 年2回
- ② 理事会 随時
- ③ 監事会 年1回
- ④ 幹事会 随時

2. 協議会等に関すること

① 国保運営協議会連絡会

- ア 通常総会の開催
- イ 国保運営協議会委員・国保主管課長合同研修会の開催
- ウ 東北地方並びに国保中央会主催諸会議への参加
- エ 同連絡会事業促進と助成金の交付



国保運協委員・国保主管課長合同研修会

② 研究協議会

- ア 国保主管課長、担当者会議の開催（県と共催）
- イ 国保運営協議会委員・国保主管課長合同研修会の開催（国保運営協議会連絡会と共催）
- ウ 国保中央会主催の諸会議への参加
- エ 東北地方国保協議会主催の諸会議への参加
- オ 東北地方国保運営協議会代表者連絡協議会への参加

3. 制度改善と財政対策に関すること

- ① 国保制度改善強化全国大会への参加
- ② 国家予算並びに県予算に係る国保助成陳情運動
- ③ 国保財政強化推進運動（新国保3%推進運動）
- ④ 国保保険料（税）適正化対策の推進
- ⑤ 地方自治関係団体との連携強化



国保制度改善強化全国大会

4. 診療報酬審査支払事業

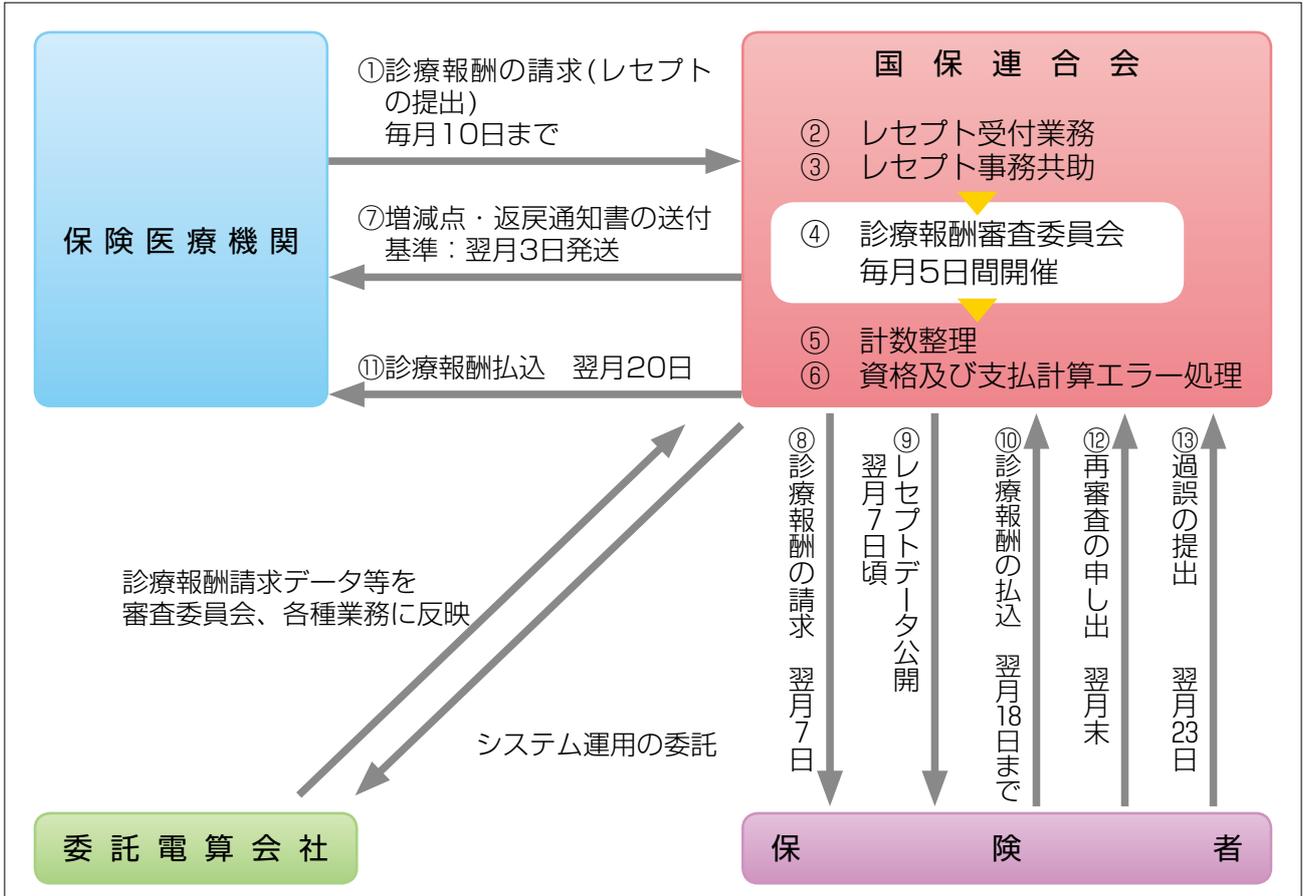
診療報酬とは、保険医療機関が被保険者に対して診療を行った際の対価として保険者から保険医療機関に支払われる報酬を指します。保険者は、保険医療機関等が算定し請求する額が、法に定める準則や算定方法に照らして適正か否かの審査をする必要があります。

しかし、保険者自身による審査事務は、事務量が膨大で診療各科にわたる医療の専門的知識を必要とするため事実上困難であることから、国保法では国保連合会に審査委員会を置き、保険者は審査事務を委託することができることとされています。

国保連合会は、保険者からの委託を受けて、昭和18年から審査業務、同48年から支払業務を行っています。

また、診療報酬請求事務のIT化の進展により、診療報酬明細書（レセプト）のオンライン請求などの電子化に適切に対応するため、平成19年5月から画面審査システムによる審査事務を本格的に実施しています。

《審査支払事務の流れ》



① 審査及び支払業務委託状況

令和6年4月1日現在

保険者数 34 (市町村30、国保組合3、新潟県後期高齢者医療広域連合)

② 診療報酬審査委員会

国保法第87条、高齢者医療確保法第126条の規定により診療報酬の審査統一と公正を図るため、国保連合会に設置することとなっています。

(1) **審査委員 84人** (定数) 国民健康保険医代表 28人 保険者代表 28人 公益代表 28人

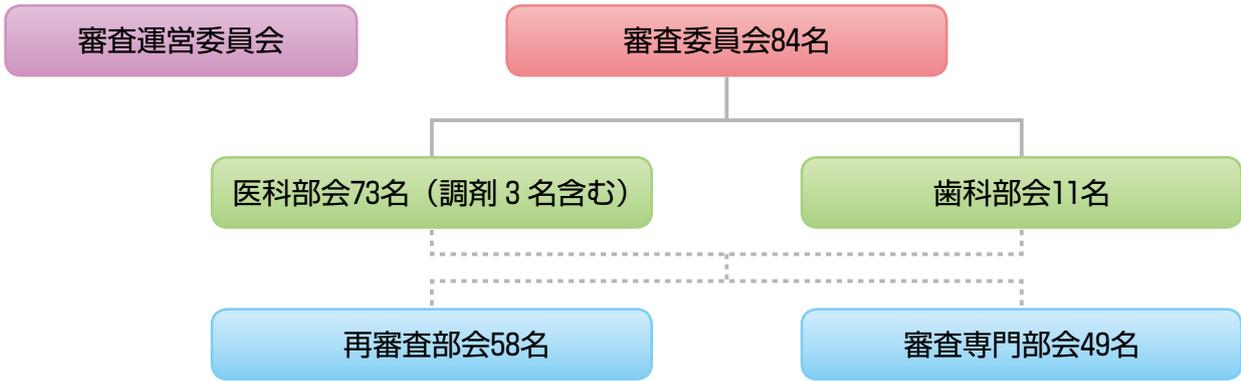
(2) **任期 2年**

(3) **審査委員会の科別委員数及び組織図**

(令和6年4月1日現在)

科別	代表区分	公益	保険医	保険者	計
医科		23	23	24	70
歯科		4	4	3	11
調剤		1	1	1	3
計		28	28	28	84

《新潟県診療報酬審査委員会組織図》



(4) 審査運営委員会

審査運営委員会は、審査委員会の円滑な運営及び、審査結果の確認と事後の審査への活用を図るなど、審査全般にわたる審議を行っています。また、審査委員会において定足数に満たない場合に審査決定することを目的としています。

- ・審査運営委員 医科7人 歯科2人

(5) 審査専門部会

高点数のレセプトについて専門的に審査するため、審査委員会の中に審査専門部会を設け審査にあたっています。

- ① 審査委員 医科47人 歯科2人
- ② 対象レセプト

- ・医科 { D P C 10万点以上
出来高 10万点以上
- ・歯科 5万点以上

(6) 再審査部会

審査委員会で決定された医科、歯科、调剂のレセプトに対し、保険者並びに保険医療機関等より異議の申し立てのあったものについて、再審査を行っています。

- ・審査委員 医科47人 歯科9人 调剂2人

(7) 柔道整復師施術療養費審査会

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る柔道整復師施術療養費支給申請書の審査を適正に行うために設置しています。



(8) はり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費審査委員会

国民健康保険及び後期高齢者医療に係るはり、きゅう及びあん摩マッサージ指圧療養費支給申請書の審査を適正に行うために設置しています。



《診療報酬審査支払事務処理日程》

月 日	審査決定処理内容	共同電算処理内容
当月 1	<p>レセプト受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ※受付業務 10 日まで（請求省令第 5 条） （紙、オンライン、媒体） ・請求書等の記載事項の確認 ・電子媒体受付不良の確認 	<p>保険者月報作成</p>
5		
10	<p>レセプト事務点検業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト記載漏れ、記載等の内容点検 ・算定点数の事務的点検 ・審査事務共助 	
15		
20	<p>再審査部会（1日）</p> <p>審査委員会</p> <p>あはき審査委員会（1日）</p> <p>柔整審査会（1日）</p> <p>審査運営委員会</p> <p>あはき申請書保険者送付</p>	<p>統計資料 保健事業関係帳票作成 ・公開</p>
25	<p>計数整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・増減点数の計数整理 ・増減点返戻通知書作成 ・医療機関別決定点数の算出 <p>確定処理、 確定帳票 出力 (27~31日頃)</p>	<p>レセプト入力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内分国保及び後期高齢者医療 ・全国決済受託分
30		
31	<p>審査専門部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ※過誤受付締切（23日） <p>全国決済受託分業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求明細書及び県別集計表等の発送（紙・データ） <p>全国決済委託分業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求明細書及び県別集計表等の受領（紙・データ） ※再審査受付締切（月末） 	<p>照合修正業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格確認、修正 ロジカルチェック
翌月 1		<p>資格給付確認資料作成</p>
5	<p>請求明細書等各保険者に送付（データ伝送含む）（7日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月 7 日に払込請求書を送付（連合会審査支払規則第 14 条）（データ伝送含む） 	<p>電子帳票システムにて資料公開</p>
10	<p>レセプトデータ公開（7日頃）</p>	
18	<p>※保険者は診療報酬を連合会へ払込（連合会審査支払規則第 15 条）</p>	
20	<p>※保険医療機関へ支払い（県内）（連合会審査支払規則第 13 条）</p>	
25	<p>※保険者は手数料を連合会へ払込（連合会審査支払規則第 15 条）</p>	
末日		

5. 介護保険関連業務

国保連合会では、次に掲げる介護保険関連業務を実施し、介護保険事業の円滑な推進と保険者の事務処理の効率化に努めます。(介護保険法第176条)

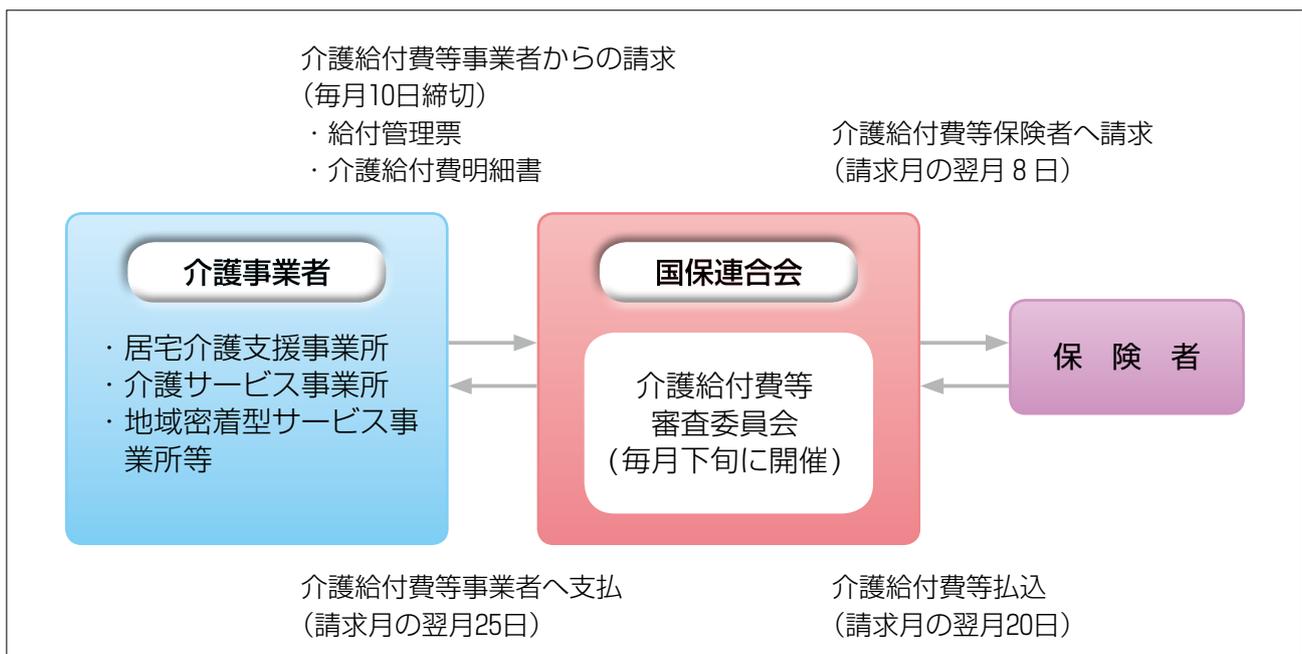
① 介護給付費等の請求に関する審査及び支払業務

市町村からの委託を受けて、居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、居宅支援サービス費、居宅支援サービス計画費等及び介護予防・日常生活支援総合事業費の請求に関する審査及び支払を行っています。

(1) 審査業務

- ① 被保険者資格等の審査
- ② 介護報酬の算定要件の審査
- ③ 居宅介護サービスの支給限度額管理
- ④ 突合による介護サービスの上限管理（居宅介護支援事業者からの給付管理票と各居宅介護サービス事業所からの請求）

《国保連合会における審査支払業務の流れ》



(2) 介護給付費等審査委員会

介護保険施設サービス等における緊急時施設療養費、特定診療費の請求にかかる審査を行っています。

	審査委員会の委員
サービス担当者代表	1
市町村代表	1
公益代表	1
合計	3

② 介護給付適正化業務

介護給付費等の審査支払業務を通じて保有する給付実績情報等を有効活用し、保険者がより効果的に適正化対策事業を実施できるよう支援を行います。

なお、保険者が行う介護給付適正化事業において、縦覧点検及び医療情報との突合は費用対効果が期待できることから、本会では、平成26年10月より主要5事業（令和6年度より主要3事業に再編）のうち、「医療情報との突合・縦覧点検（10帳票のうち4帳票）」を全保険者から受託しています。

また、保険者の介護給付適正化への取組みを支援することを目的に、保険者訪問による介護給付適正化システム関係帳票の活用方法等の実地説明を行うとともに、県が主催する介護給付適正化事業に関する保険者担当職員向け研修において、当該システム等から出力される帳票の実例紹介等を行っています。

※介護給付適正化の主要3事業

- ① 要介護認定の適正化
- ② ケアプラン等の点検
- ③ 医療情報との突合・縦覧点検

③ 介護サービス苦情処理業務

国保連合会は、介護保険法第176条に基づき介護保険が目的とするところの円滑な運営に資するため被保険者等からの苦情・相談を受付けます。

《苦情処理の流れ》



④ 保険料（税）の年金からの特別徴収に係る経路機関業務

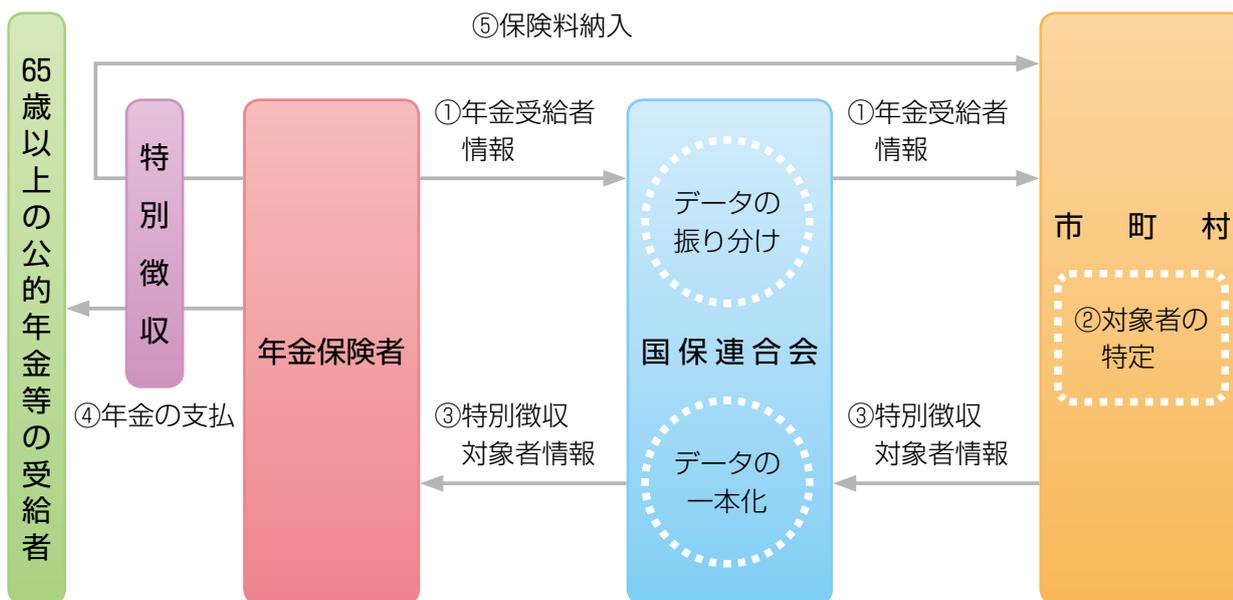
介護保険料、国民健康保険料（税）及び後期高齢者医療保険料の特別徴収における市町村と年金保険者との間の経路機関として、特別徴収に必要な通知の授受に係る円滑な事務処理を行います。

また、この仕組みを利用し、介護保険の補給給付（食費・居住費の軽減）の支給にあたり勘案する非課税年金情報及び年金生活者支援給付金における所得情報の経路機関業務も行っています。

《特別徴収の流れ》

- ① 年金保険者は、経路機関（国保連合会）を通じて、各市町村へ年金受給者データを送付。
- ② 市町村は、送付された年金受給者データと介護・国保・後期高齢の被保険者データを突合し、特別徴収対象者候補を抽出後に、保険料（税）の徴収額（特別徴収する額）を算出。
- ③ 市町村は、特別徴収対象者情報を作成し、経路機関（国保連合会）を通じて、年金保険者へ通知。
- ④ 年金保険者は、市町村からの特別徴収対象者情報に基づき、年金の支払・保険料（税）の特別徴収を実施。
- ⑤ 年金保険者は、徴収した保険料を市町村へ納入。

《年金特別徴収経路機関業務の流れ》

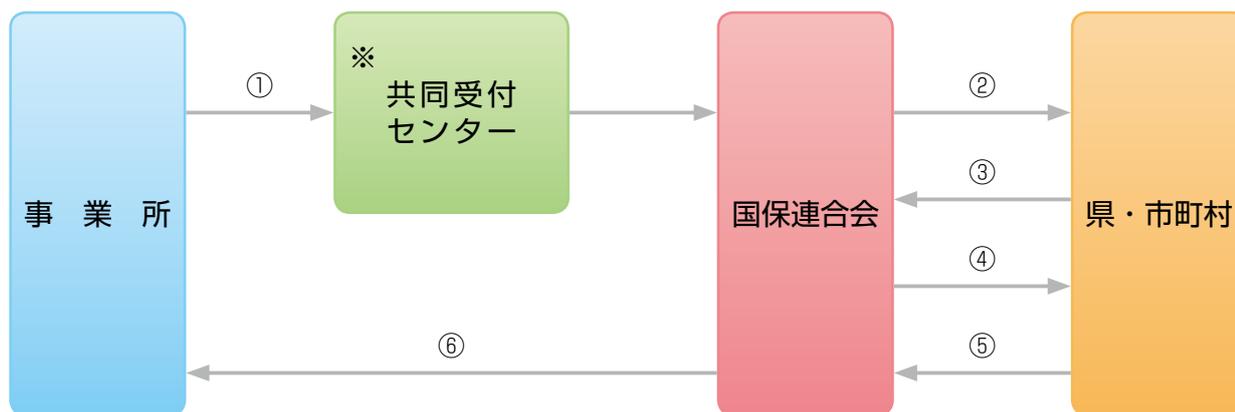


6. 障害者総合支援等関連業務

県、市町村からの委託を受け、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき障害福祉サービス事業所、障害児通所支援事業所、障害者（児）施設等から請求された介護給付費等の審査及び支払を行っています。

また、令和3年4月より市町村からの委託を受け、障害者総合支援法に基づき、地域生活支援事業にかかる給付費（支援給付費）の審査及び支払を行っています。

《障害者総合支援給付費等審査支払等業務の流れ》



- ① インターネット請求（毎月10日締切）
- ② 請求情報の一次審査結果
- ③ 二次審査結果の提出
- ④ 支払額請求（毎月末日）
- ⑤ 支払処理（請求月の翌月12日）
- ⑥ 障害介護給付費支払（請求月の翌月15日）

※「共同受付センター」

共同受付センターには「電子請求受付システム」が設置されており、サービス事業所等がインターネット上で送信した請求情報を国保連合会へ送信するほか、国保連合会から送信された支払決定額の内訳等の通知情報を事業所側に送信しています。また、サービス事業所等がインターネット請求を行う際に必要となる電子証明書の発行も行っています。

7. 風しんの追加的対策事業

国における「風しんの追加的対策」として、抗体保有率の低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しん抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの定期の予防接種について、平成31年4月より市町村の委託を受け、毎月10日までに医療機関等から請求された費用の支払を行っています（過誤調整事務を含む）。

8. 新型コロナウイルス感染症予防接種に係る請求支払事業

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に伴い、国からの協力依頼を受け、市町村や実施機関の事務負担の軽減を図るため、一部の対象者（被接種者が住所地の市町村外の実施機関で接種を受けた場合）の請求支払業務を令和3年4月から行っています（過誤調整事務を含む）。

※令和6年4月請求で終了

9. 出産育児一時金等の直接支払業務

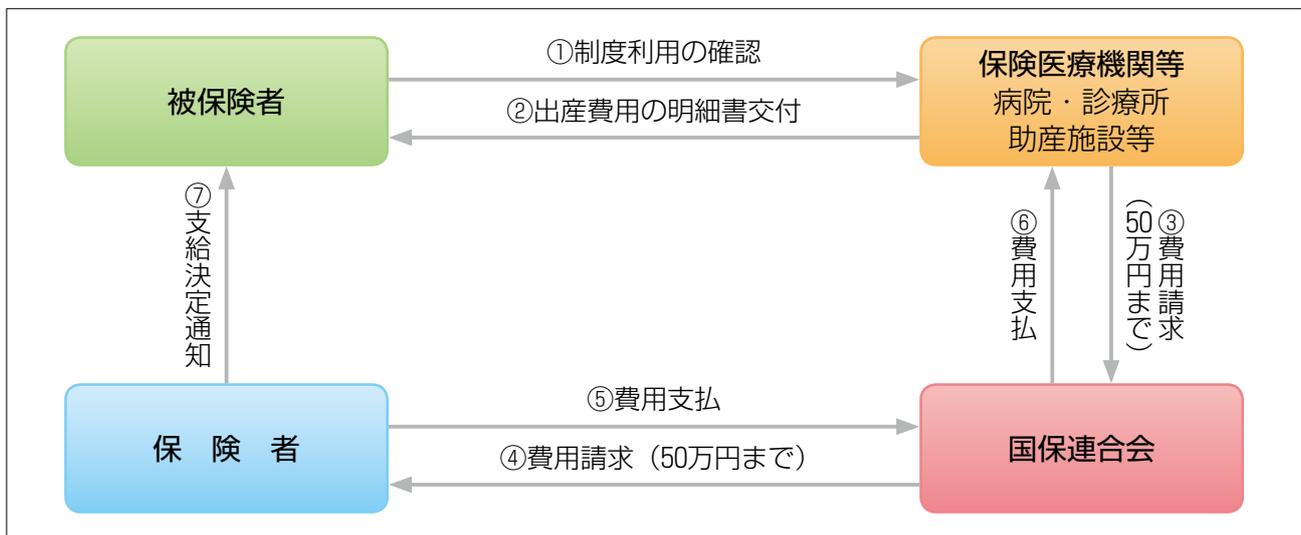
緊急の少子化対策の一環として、平成21年10月から出産育児一時金等の支給額が42万円に引き上げられ、これに併せて、被保険者等が医療機関等の窓口で出産費用を支払う経済的負担の軽減を目的に医療機関等への直接支払制度が施行されました。また、異次元の少子化対策の一環として、令和5年4月から出産育児一時金等の支給額が50万円に引き上げられました。（産科医療補償制度に加入していない医療機関等での出産は48万8千円）

正常分娩に係る磁気媒体請求での医療機関等については、月2回（早期支払と通常支払）、異常分娩は、月1回の請求・支払を実施しています。

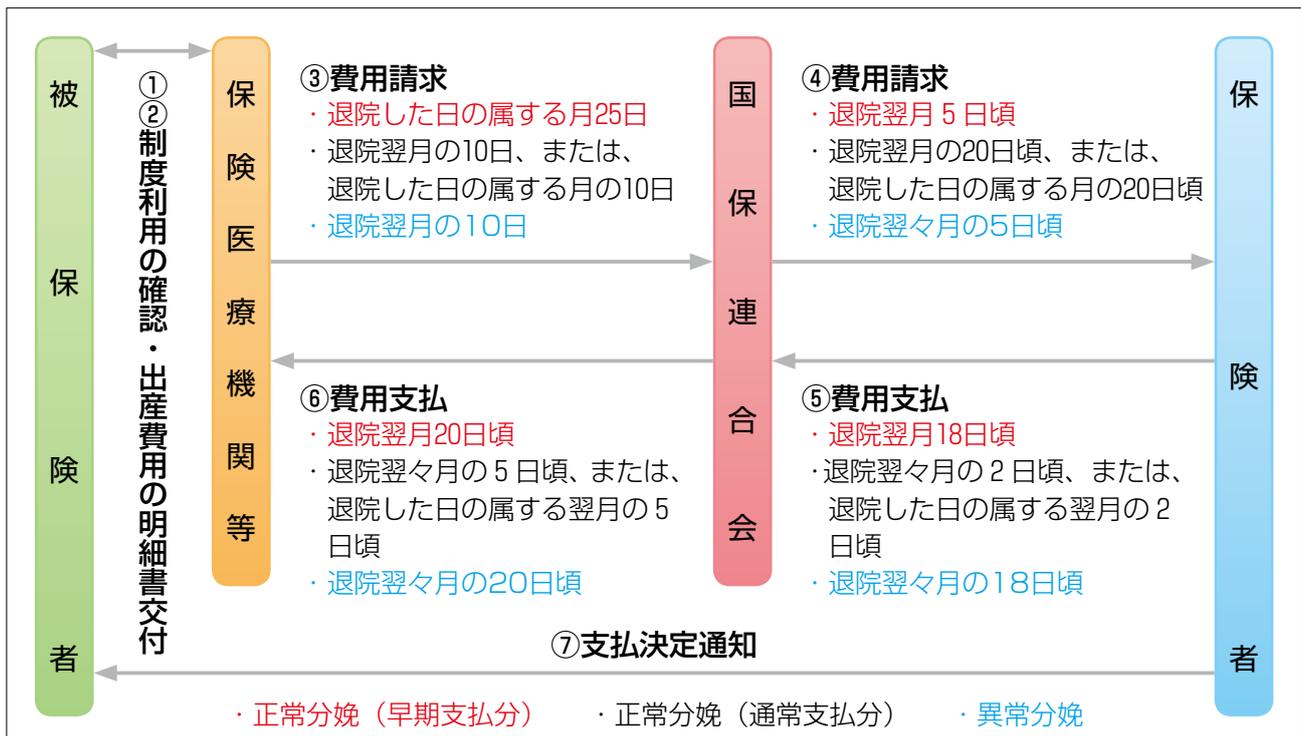
社保分の取扱いについては、平成29年4月より社会保険診療報酬支払基金において処理を実施しています。

- (1) **実施時期**：平成21年11月（10月出産分）から
- (2) **業務内容**：医療機関等からの支給申請書の受付、確認及び支払業務等

《費用決済業務の流れ》



《費用決済業務の概ねの日程》



10. 保健事業

国保連合会では、保険者における予防・健康づくりをはじめとする医療費適正化等に関する事業の支援を行っています。

保険者が行う保健事業のPDCAサイクルに係る取組みや実施体制の強化に資するためにニーズに則した保健事業支援を実施しています。

① 新潟県国民健康保険団体連合会保健事業支援連絡会議

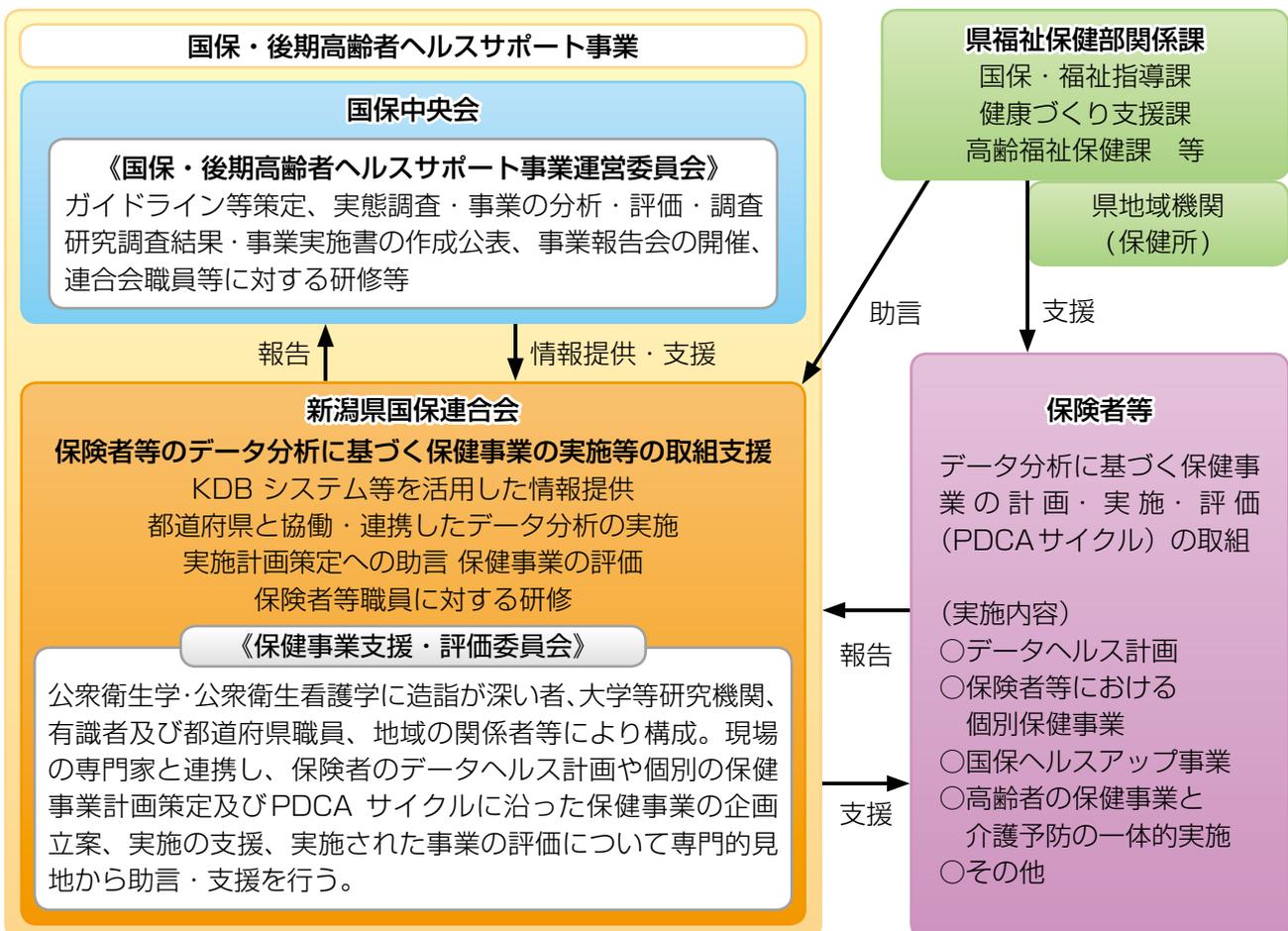
国保連合会がより効果的な保健事業支援を実施するために関係組織と方策を検討することを目的に、国保連合会の保健事業支援に関する情報発信の場、より多くの保険者から意見を募るため、県・市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合の事務担当者及び保健事業担当者、県内職能団体を対象とした連絡会議を開催しています。(令和6年度より新潟県国民健康保険団体連合会保健事業推進委員会から改変)

② 新潟県国保連合会保健事業支援・評価委員会（保健事業支援・評価委員会）

「国保・後期高齢者ヘルスサポート事業」(国保中央会)に基づき、都道府県、市町村及び国民健康保険組合が実施する国民健康保険の保健事業並びに後期高齢者医療広域連合が実施する高齢者の低栄養防止・重症化予防事業等の保健事業をPDCAサイクルに沿って効果的・効率的に展開することができるよう支援することを目的に開催しています。(平成26年11月に設置)

委員会は学識経験者(公衆衛生学、公衆衛生看護学等)、医師会・県の代表から構成されており、第三者の立場から保険者の保健事業実施計画の策定や個別保健事業の計画・実施・評価における助言を行います。

《国保・後期高齢者ヘルスサポート事業と保健事業支援・評価委員会及び関係者の関連図》



③ 国保・後期高齢者ヘルスサポート研修会

保険者がデータヘルス計画をPDCAサイクルに沿って効果的、効率的に展開できるよう支援することを目的に「保健事業支援・評価委員会」と連動し研修会を開催しています。



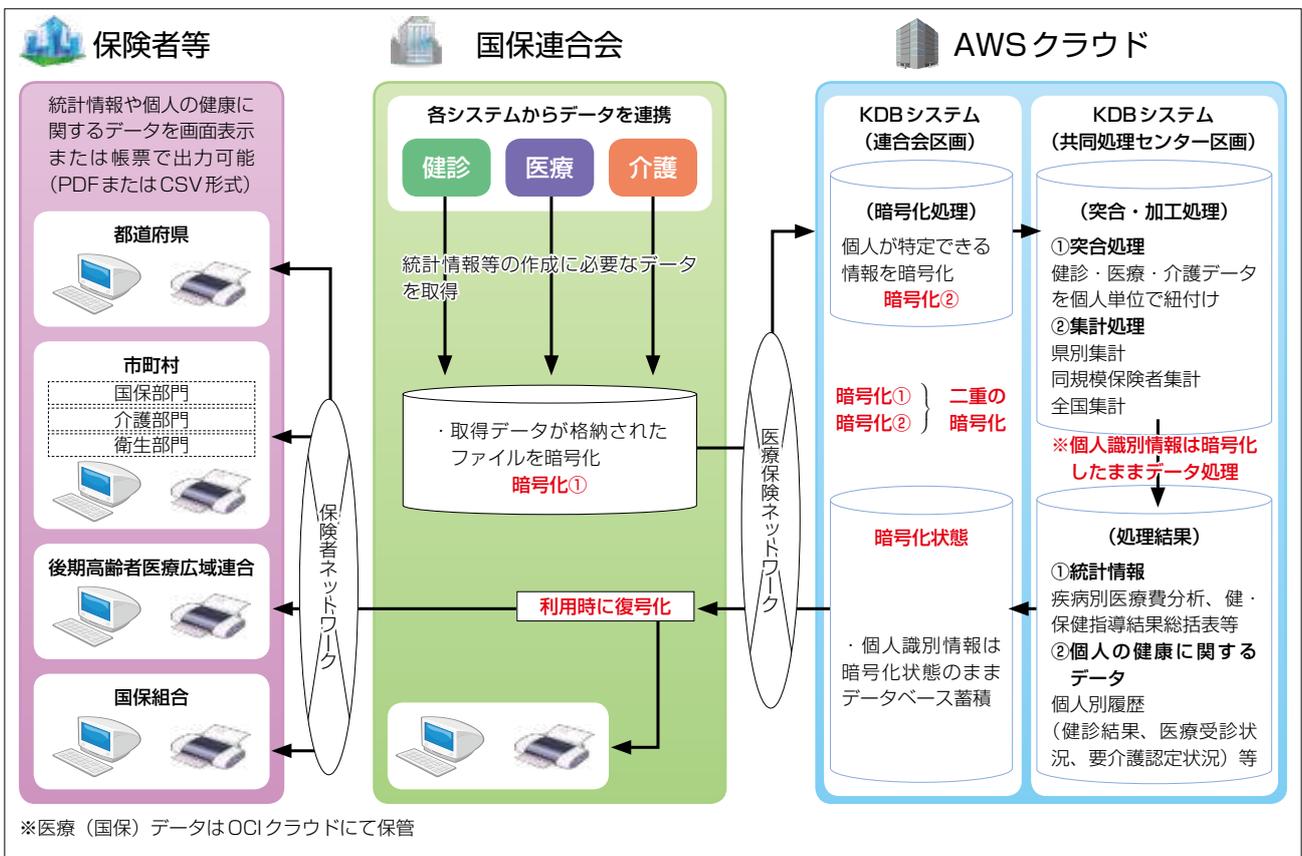
④ 医療費等データ提供による保険者への支援

「疾病分類別（大分類・中分類）統計」「特定健診実施結果有所見者状況」の作成、保険者の希望によるデータ作成の個別対応により保険者が地域や集団の特性を活かした保健事業ができるよう支援しています。（新潟県国保ヘルスアップ支援事業として受託）

⑤ 国保データベース（KDB）システム

「健診・医療・介護」の各種データを結びつけて利活用することで、地域の状況と重点課題を明確に把握し、効果的な保健事業をサポートします。（平成26年導入）

《国保データベース（KDB）システムの概要》



⑥ 医療費分析等DBの運用

本会で独自に開発したデータ分析用DBを運用、KDBシステムの補完として活用することで保険者の要望に応じたデータ提供を行います。(令和元年度から実施)

⑦ 市町村保健事業従事者研修会

市町村等の保健師・栄養士等の保健事業従事者が対象者の行動変容を促すために必要な知識や技術等を身に付け、効果的な保健活動を企画・実践・評価できることを目的に、講演や演習、保険者間の情報交換ができる場を企画・実施しています。(令和3年度より実施)

⑧ 在宅保健師の会（燈々会）への活動支援事業



在宅保健師が、地域保健活動を支え市町村の保健活動に寄与するため、知識・技術習得のための研修会の開催、広報誌作成支援、活動意見交換会の支援等を実施しています。

⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援

令和2年度より実施されている「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について、市町村の保健事業の状況を踏まえながら、新潟県後期高齢者医療広域連合と連携し市町村の実践支援を行っています。(データ分析、事業企画・評価等)

⑩ 特定健診受診率向上支援事業

民間業者と協働し、令和4年度より県内保険者が実施する特定健康診査の受診率向上のための支援を行っています。未受診者受診勧奨通知の送付、特定健診受診率向上に向けた効果的な対応方法の検討、ナッジ理論に関する保険者向け説明会等を実施しています。

① 健康教育教材等の貸し出し

貸出し教材名		数
高齢者疑似体験	うらしま太郎	5
	つくし君	3
	エルダートライ	5
着ぐるみ	ネコ	1
	クマ	1
	イヌ	1
	トラ	1
	リス(ピンク)	1
	リス(茶)	1
	パンダ	1
	ペパーミントベア	1
ヘルスパネル	国民健康保険	1
	糖尿病予防	1
	歯の健康	1
のぼり	健康ながいき	6
	健康わがまち	5
	健康が一番	4
	あなたの健康	10
	生活習慣病予防	10
ハッピー	青	15
	ピンク	15
その他教材	血管年齢測定システム(タブレット)	1
	高精度体成分分析装置(InBody)	1
	フードモデル(骨)	1
	フードモデル(食生活)	1
	らくらくウェルネス脳年齢計	1
	マイクロスモーカーライザー	2
	足指力計測器チェッカーくん	1
	骨健康度測定器(骨ウェーブ)	1



着ぐるみ



ハッピー



血管年齢測定システム(タブレット)



高精度体成分分析装置(InBody)

※詳細は、本会ホームページ「保健事業用貸出し教材」をご覧ください。(http://niigata-kokuho.or.jp/)

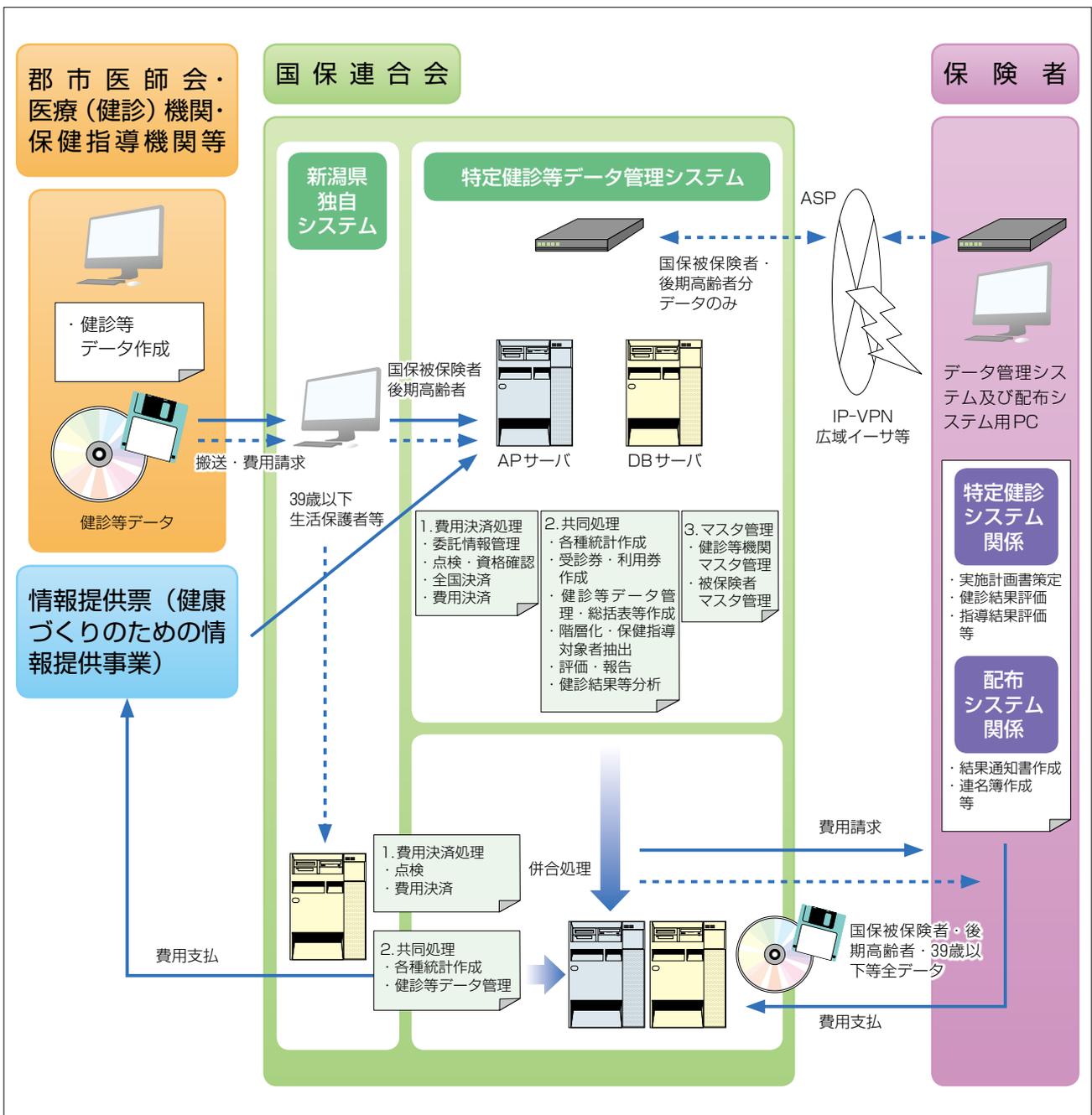
11. 特定健診・特定保健指導事業

平成20年度より医療保険者に対して実施が義務付けられた特定健診・特定保健指導をサポートするため、国保被保険者・後期高齢者を対象とした特定健診等データ管理システム（国保中央会開発）を運用し、特定健診受診券・特定保健指導利用券の作成やデータ管理、集計資料の作成を始めとした共同処理業務の他、健診・保健指導料金の費用決済業務を行っています。

新潟県ではそれに加え、新潟県国保連合会独自システムを開発・運用し、特定健診等データ管理システムの対象外となった方々が受診した健診(39歳以下等の市町村が単独事業として実施した方、生活保護者、前立腺がん検査・肝炎ウイルス検査単独実施者)についてもデータ管理と費用決済を行っています。

また、新潟県における独自健診項目や県の健（検）診ガイドラインに対応した健診結果通知書等を作成するためのシステムを開発し、保険者へ配布しています。

《特定健診等に係るデータ管理システムの全体概要》



12. 保険者事務の共同処理

① 国保共同電算処理事業

全国標準システムである国保総合システムを使用し、保険者が行う国保事務と国保連合会が行う審査支払事務の各種業務の効率化を図っています。

さらに、国保共同電算処理システムで行う処理においても、共同処理の拡大並びに一層の迅速化・合理化を図っています。

※国保総合システムとは、①～③のシステム間においてデータ連携を行うことで、情報漏洩のリスクを回避し、保険医療機関等からのオンライン請求、保険者へのレセプト公開時における各種帳票作成のペーパーレス化を実現しています。また、④と連携することで、市町村保険者から被保険者の資格情報を随時連携することが可能となっています。

① レセプト電算処理システム（画面審査システム）

② 国保請求支払システム（後期請求支払システム）

③ 保険者サービス系システム

ア 保険者レセプト管理システム

イ 国保共同電算処理システム

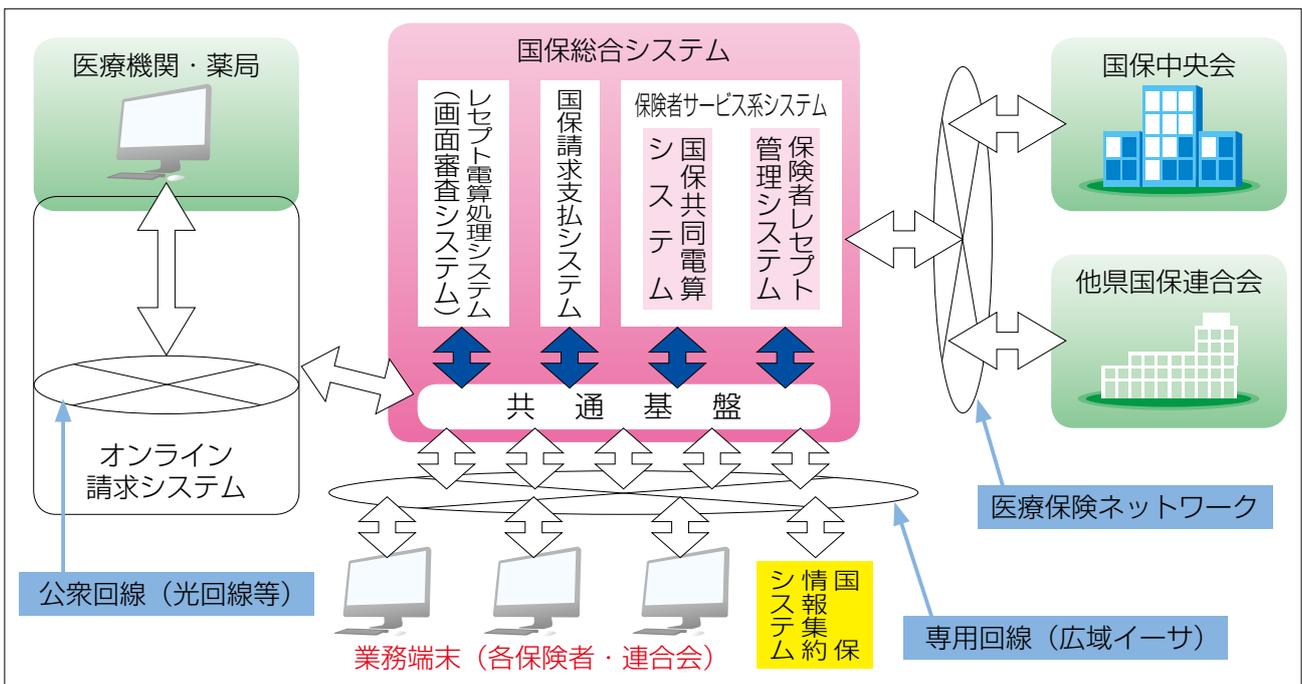
④ 国保情報集約システム

(1) 共同電算処理業務委託保険者 33保険者（30市町村・3国保組合）

(2) 共同電算処理業務

- ① 診療報酬等明細書及び療養費支給申請書などの資格確認及び保険給付などに係る資料の作成
- ② 高額療養費支給（高額医療・高額介護合算含む）に係る資料の作成
- ③ 医療統計、病類別疾病分類統計表など保健事業に係る資料の作成
- ④ 国保情報集約システムに係る保守及び運用管理
- ⑤ 上記以外で保険者と連合会で協議して定めた業務

(3) 国保総合システム概念図



② 国保共同事務処理事業

保険者の共同体として、保険者事務の効率化、県全体での経費削減を目的に各種保険者事務の共同処理を行っています。平成30年度の市町村国保の都道府県単位化以降、高額医療費支給勧奨通知書の作成等、共同事務処理の一部拡大を行っています。

- ① 医療費通知書など医療費適正化に係る資料の作成
- ② 高額療養費支給勧奨通知書の作成
高額療養費支給決定通知はがきの作成
- ③ ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書及び後発医薬品差額通知書効果額資料の作成
- ④ ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書に係るコールセンター業務
- ⑤ 被保険者証等各種様式共同印刷
- ⑥ 年次更新に係る被保険者証作成
- ⑦ 各種広報物の作成（P.29参照）
- ⑧ 鍼灸等・治療用装具療養費支給申請書点検
- ⑨ 被保険者向け減額査定通知の作成
- ⑩ 柔整療養費申請書に係る患者調査支援業務



③ レセプト二次点検事業

保険者が行うレセプト二次点検事務の円滑な推進と、医療費の適正化を図ることを目的に平成27年6月から実施しています。

● 業務内容

- ① 縦覧・横覧点検、医調突合点検、診療報酬請求点数の点検事務
- ② 医科・歯科・調剤・訪問看護療養費明細書と介護給付費明細書の突合点検

④ 海外療養費不正請求対策事業

海外療養費及び海外出産に係る出産育児一時金の支給申請に対する、審査の強化、不正事例への対応、審査業務等に対する財政支援など不正請求対策を一体的に推進するため、国保連合会が契約する民間調査会社において、不正が疑われる申請について診療報酬明細書等の再翻訳や現地医療機関への文書又は電話照会を行います。

● 事業の業務範囲

不正が疑われる申請について、保険者が必要と認めた場合に次の業務を連合会へ依頼します。

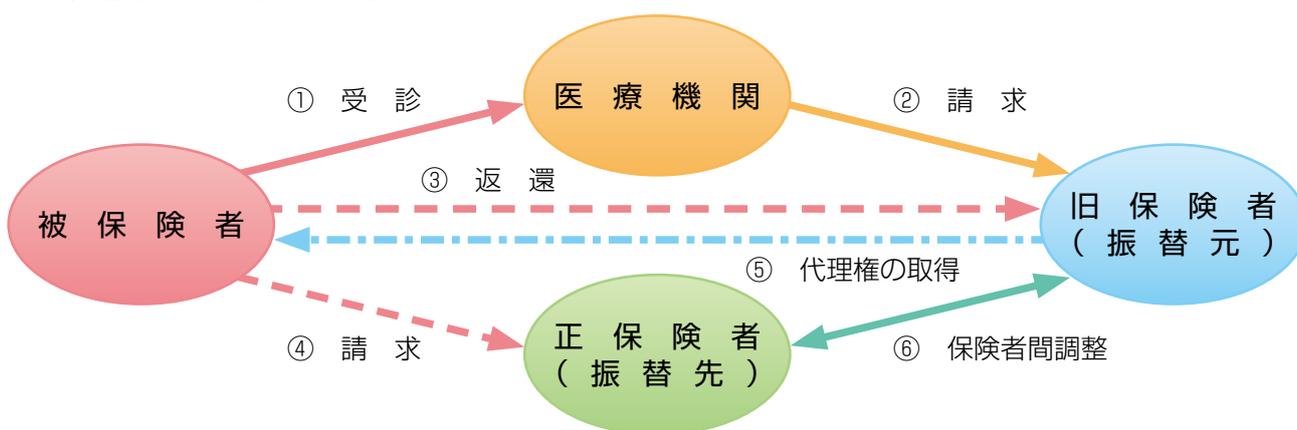
- A 診療報酬明細書、領収明細書、添付されている領収書等の再翻訳
- B 療養等を受けたとされる現地医療機関等への文書による照会
(支給申請に係る療養等が行われた事実の有無や、行われた療養内容等の文書照会)
- C 療養等を受けたとされる現地医療機関等への電話照会
(支給申請に係る療養等が行われた事実の有無や、行われた療養内容等の電話照会)

⑤ 保険者間調整事業

医療機関等への過誤返戻や被保険者への不当利得（無資格で医療機関等を受診することにより生ずる医療給付費）の返還請求が困難な場合について、保険者、被保険者の負担の軽減等を図るため、資格喪失後の受診に限定した対応として、医療機関等を介さない保険者間調整を以下の2つの方法により平成27年1月から行っています。

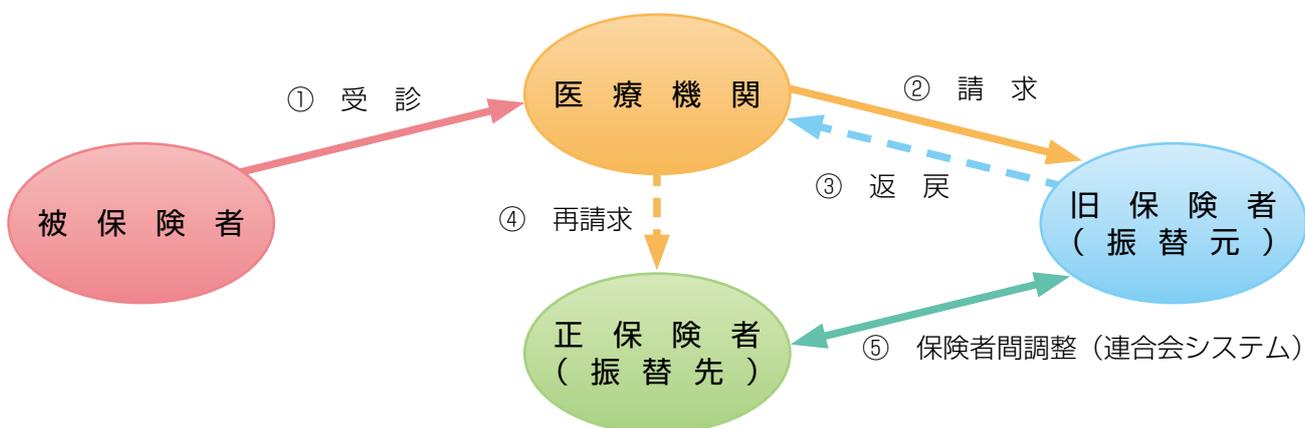
● 療養費代理受領方式による調整

返還する医療給付費が多額で、一時的に当該被保険者に大きな負担を強いる場合、被保険者の同意を得て、資格喪失後受診に係る医療給付費の返還及びこれに伴う療養費の請求を保険者が代理し、精算を行います。



● 包括的合意に基づく調整

資格に係る情報の軽微な不備に関し、国保保険者相互の承諾があったものについて、医療機関等を経由せず、国保連合会の職権によりレセプトを正しい資格情報に補正し、保険者へ再請求を行うことにより調整を行います。



⑥ 第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業

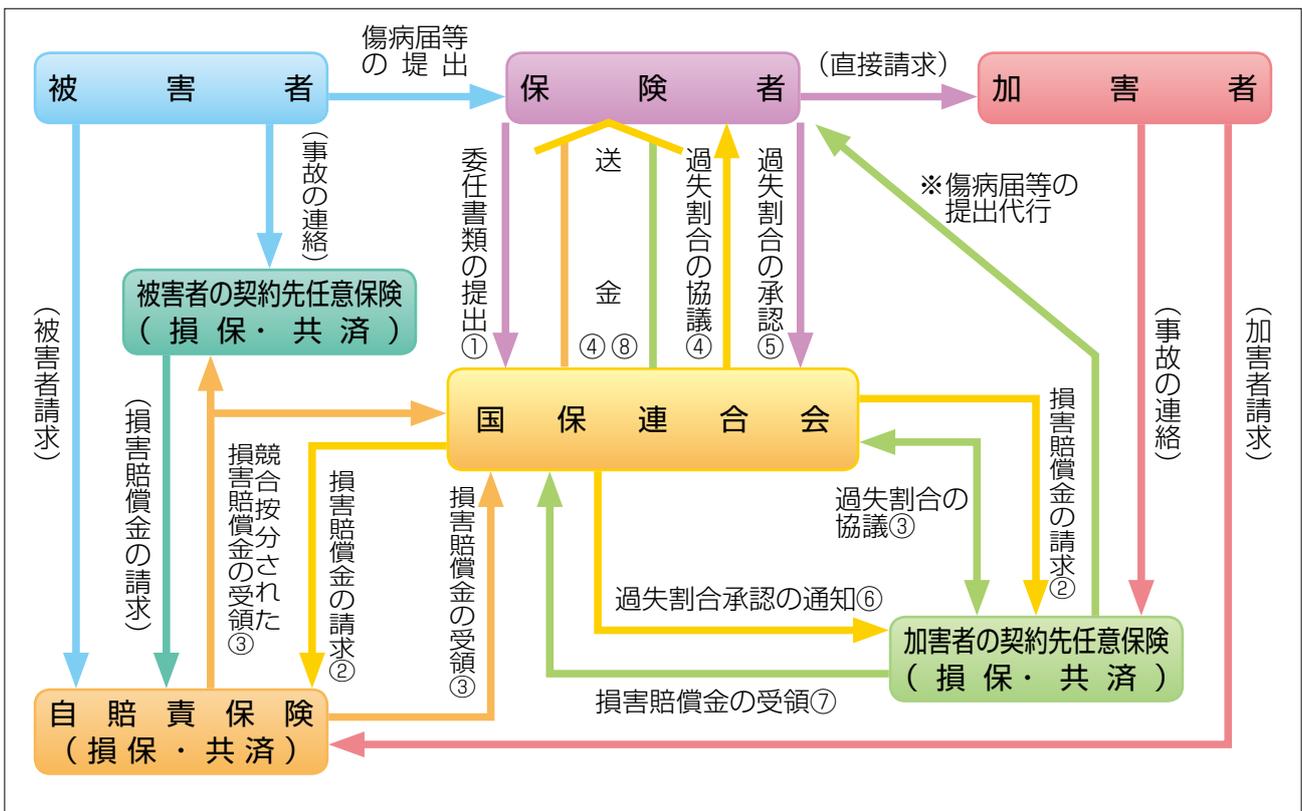
第三者行為求償事務は、保険者が被保険者（被害者）に対し保険給付を行ったうち、給付事由が第三者行為によって生じたものについて、国民健康保険法第64条、高齢者医療確保法第58条、介護保険法第21条に基づいて損害賠償金請求権を代位取得し、第三者（加害者）に対し損害賠償の支払請求事務を行うことです。

国保連合会は保険者の委託を受けて、下記の事業を実施しています。

● 事業内容

- ① 保険者に対する求償事務に係る相談、調査及び通報
- ② 自動車損害賠償保障法に基づく、損害賠償責任保険、損害賠償責任共済及び自動車保険、自動車共済、損害賠償責任保険等の損害賠償金の請求及び収納事務
- ③ 保険者が行う負傷原因照会・届出勧奨に関する支援
- ④ 保険者が行う加害者直接請求に関する各種事務支援
- ⑤ 国保連合会職員による保険者への訪問支援
- ⑥ 第三者行為届出周知ポスターの作成及び配付（P.29参照）
- ⑦ その他保険者への事務支援

《求償事務の流れ》



※傷病届等の提出代行

平成28年4月から交通事故が原因となって国保等が使用された場合に、傷病届等を作成する損害保険関係団体から、保険者へ確実に提出されるよう損害保険団体の代表である一般社団法人日本損害保険協会と覚書の締結を行いました。

13. 国民健康保険に関する調査及び研究

① 共同事業検討委員会の開催

制度改正等による保険者の国保事務の増加・複雑化へ対応するため、共同事業の円滑な推進を目的に昭和54年に設置されました。被保険者証の共同作成や共同電算処理等、保険者事務の共同処理全般についての協議・検討を行っています。

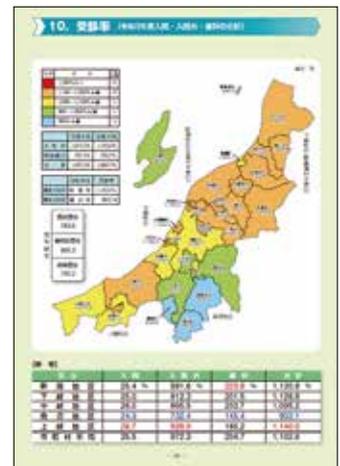
② 保険料（税）算定の保険者への支援

国保事業費納付金制度の開始に伴い、国保事業費納付金算定標準システムによる標準保険料率算定のためのデータ集約等、各種業務を実施しています。

また、保険者における適正算定を支援するため、厚生労働省と国保中央会が開発した「保険料（税）適正算定マニュアル」に付随する各種計算プログラムを提供しています。

③ 「目で見える国保」の作成

本県の国民健康保険の状況について財政状況・医療費・保険料（税）を中心にマップ化したものを作成しています。（昭和56年度から作成）



14. 広報事業

① 広報委員会の開催

平成30年度より設置し、各種広報事業や、新たな共同事業の実施に向けた協議・検討を行っています。

② 国保新聞（国保中央会発行）の斡旋及び配布

毎月3回 1回約370部

③ 関係図書・各種パンフレット等の斡旋及び配布

国民健康保険事業年報
国民健康保険実態調査報告
国民健康保険医療給付実態調査報告

4 被保険者に対する広報等

- ・医療費通知広報面での制度周知などの広報
- ・国保・後期高齢者医療制度被保険者証更新ポスターの作成及び配布
- ・特定健診受診勧奨用ティッシュの配布
- ・ジェネリック医薬品希望シールの作成
- ・国保制度周知用パンフレットの共同調達
- ・第三者行為届出周知ポスターの作成及び配布



特定健診受診勧奨用ティッシュ



ジェネリック医薬品希望シール



国保制度周知用パンフレット



被保険者証更新ポスター



第三者行為届出周知ポスター

⑤ 国保連合会ホームページによる国保制度周知・解説

国保加入者への制度周知や国保に関する統計情報の掲載、また保険医療機関等へのレセプトオンライン請求に関する情報等を掲載しています。



URL <http://niigata-kokuho.or.jp/>

15. 国保診療施設に関する事業

① 新潟県国保診療施設協議会

新潟県内21施設の健全なる運営を図り国保診療施設機能の充実強化に努めるとともに、国保診療施設の相互の共通問題などを研究討議し、地域包括医療・ケア事業を推進することにより、地域住民の保健、医療、介護、福祉の向上に寄与することを目的に設置し、国保連合会が事務局を担っています。

② 全国国保診療施設協議会

国民健康保険診療施設の管理者（医師・歯科医師）を会員とし、全国の国保直診において「地域包括医療・ケア」の実践に努めるとともに国保直診を拠点として「地域包括ケアシステム」の構築を推進することを目的として活動している公益社団法人です。新潟県国保診療施設協議会から研修会等への参加、調査等の協力をしています。

③ 全国国保診療施設協議会地域医療現地研究会への参加

保健・医療・介護・福祉の連携（統合）による地域包括医療・ケアの推進を図るため、国保診療施設関係者が一堂に会し、施設視察、研究協議を行う目的で年に1回開催する現地研究会へ参加しています。



④ 全国国保地域医療学会への参加

地域医療及び地域包括医療・ケアの実践の方途を探求するとともに、関係者の相互理解と研鑽を図る目的で年に1回開催する地域医療学会へ参加しています。

⑤ 新潟県国保診療施設協議会医療セミナーの開催

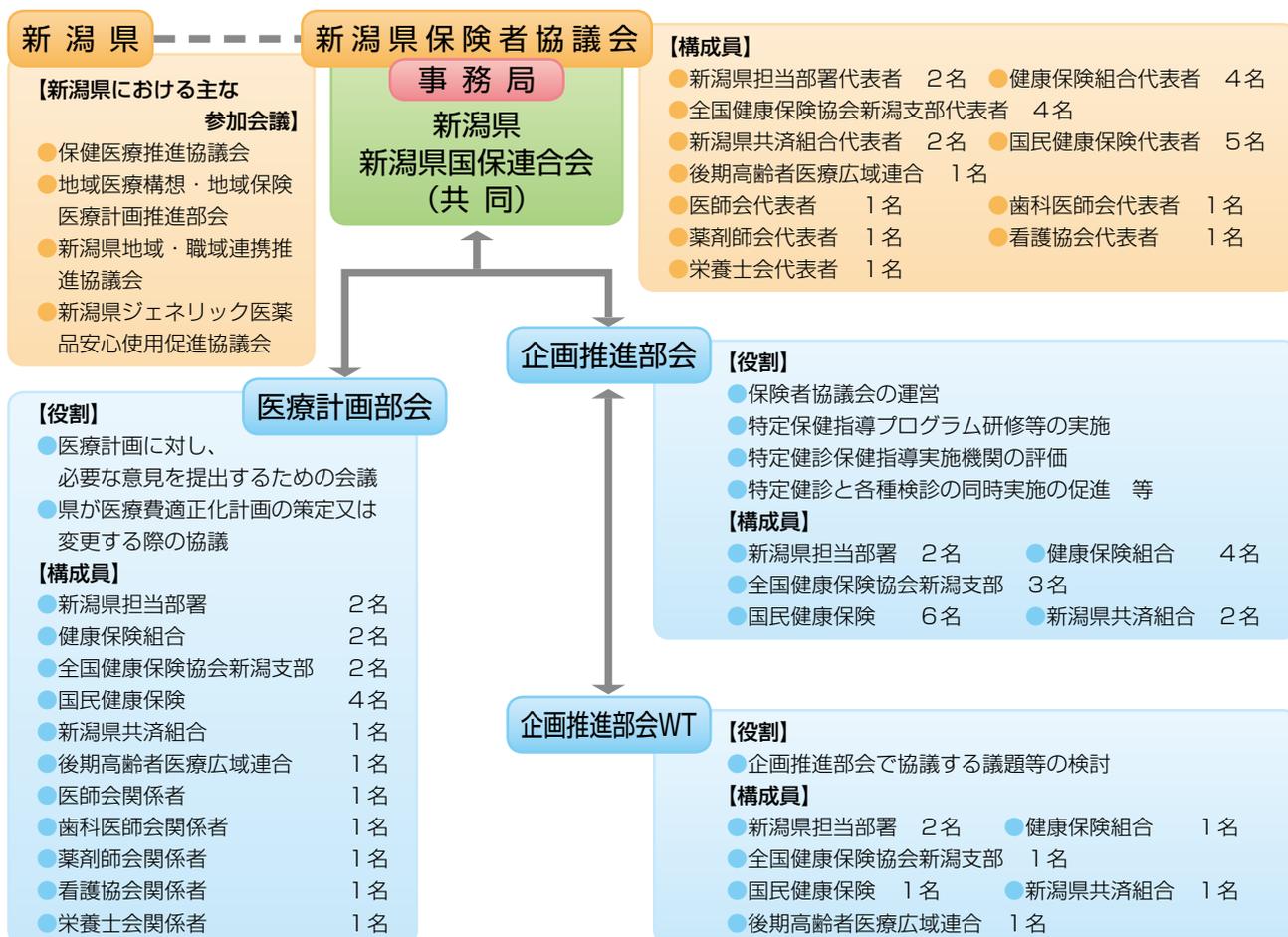
国保診療施設協議会の会員及び会員施設の関係者、国保関係者等が参集し、地域医療及び地域包括医療・ケアの実践の方途を探求するとともに、関係者の相互理解と情報共有を図ることを目的に開催しています。(平成28年度より開催)

16. 保険者協議会に関する事業

新潟県内医療保険者の加入者に係る健康づくりの推進にあたり、保険者間の問題意識の共有やそれに基づく取組の推進等を図るとともに、新潟県医療計画の策定または、変更にあたっての意見提出や医療費適正化計画又は変更する際の協議を行うことを目的とし、保険者協議会が設置されています。

その事務局を新潟県と共同で担い、保険者間の調整・広報活動(保険者協議会ブログ)や研修会等の運営の補助を行っています。(平成27年高確法で法制化)

《新潟県 保険者協議会 組織図》



17. 新潟県健診保健指導支援協議会

医療保険者が「高齢者の医療の確保に関する法律」第18条に基づき行う特定健康診査及び特定保健指導、または市町村・後期高齢者広域連合が健康の保持増進のために行う健康診査及び保健指導について、適切かつ効果的な実施が図られるため関係7団体が共同して必要な事業を行い支援していくことを目的に設置し、国保連合会が事務局を担っています。

18. 後期高齢者医療広域連合の委託業務

平成20年4月1日から施行された後期高齢者医療制度について、保険者である新潟県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、下記業務を実施しています。

● 審査支払業務

後期高齢者医療の診療報酬・訪問看護療養費・柔道整復師施術療養費審査支払処理業務及び、療養費・高額療養費の審査業務

● 代行等共同電算処理業務

- ① レセプトオンライン請求システムの保守管理業務
- ② 後期高齢者審査支払システムの保守管理業務
- ③ レセプトの保管等に係る保険者レセプト管理システム処理業務
- ④ 審査支払事務に係る各種電算システムを利用した処理業務

● 第三者行為損害賠償求償事務処理共同事業

- ① 自賠責保険、自動車保険及び損害賠償責任保険等の損害賠償金の請求、収納及び送金業務
- ② 国保連合会職員による事務支援及び相談業務（加害者直接請求含む）

● 二次点検及び療養費適正化支援業務

- ① 二次点検業務
レセプト管理システムにより医科・歯科・調剤のレセプトについて点検（縦覧・横覧・医歯調突合）を行い、再審査請求までの処理業務
- ② 柔整療養費申請書に係る患者調査支援業務

● 診療報酬過誤処理業務

保険者への請求確定額及び保険医療機関等への支払確定額決定後に、確定額に異動が生じた場合に精算を行う処理業務

● 現金支給処理業務

被保険者より提出された各種申請書の確認、並びに費用額の算定及び勧奨通知等の作成・発送業務

- ① 高額療養費支給業務
- ② 療養費支給業務（補装具、鍼灸・マッサージ、入院時食事標準負担額差額支給）
- ③ 葬祭費支給業務
- ④ 高額介護合算療養費支給業務

● 後発医薬品差額通知作成業務

- ① 後発医薬品差額通知書作成業務
- ② 効果額等のリスト（データ）作成業務
- ③ コールセンター利用業務

4 会 員 名 簿



高田公園（上越市）

4 会員名簿

(令和6年7月1日現在)

保険者名	代表者名	事業開始年月日	被保険者数 (6年3月末)	郵便番号 個別番号	所在地	電話
新潟県	中村 洋心	H30.4.1	—	950-8570	新潟市中央区新光町4番地1	(025)285-5511
新潟市	中原 八一	S24.6.1	136,441	951-8550	新潟市中央区学校町通1番町602番地1	(025)228-1000
長岡市	磯田 達伸	S24.1.1	44,144	940-8501	長岡市大手通1丁目4番地10	(0258)35-1122
上越市	中川 幹太	S46.4.29	30,606	943-8601	上越市木田1丁目1番3号	(025)526-5111
三条市	滝沢 亮	H17.5.1	16,797	955-8686	三条市旭町2丁目3番1号	(0256)34-5511
柏崎市	櫻井 雅浩	S29.4.1	14,824	945-8511	柏崎市日石町2番1号	(0257)23-5111
新発田市	二階堂 馨	S25.10.1	17,455	957-8686	新発田市中央町3丁目3番3号	(0254)22-3030
小千谷市	宮崎 悦男	S23.11.1	6,310	947-8501	小千谷市城内2丁目7番5号	(0258)83-3511
加茂市	藤田 明美	S29.3.10	4,971	959-1392	加茂市幸町2丁目3番5号	(0256)52-0080
見附市	稲田 亮	S27.3.31	6,695	954-8686	見附市昭和町2丁目1番1号	(0258)62-1700
村上市	高橋 邦芳	H20.4.1	10,689	958-8501	村上市三之町1番1号	(0254)53-2111
糸魚川市	米田 徹	H17.3.19	7,099	941-8501	糸魚川市一の宮1丁目2番5号	(025)552-1511
妙高市	城戸 陽二	S29.11.1	5,988	944-8686	妙高市栄町5番1号	(0255)72-5111
五泉市	田邊 正幸	H18.1.1	8,739	959-1692	五泉市太田1094番地1	(0250)43-3911
阿賀野市	加藤 博幸	H16.4.1	8,288	959-2092	阿賀野市岡山町10番15号	(0250)62-2510
佐渡市	渡辺 竜五	H16.3.1	11,725	952-1292	佐渡市千種232番地	(0259)63-3111
魚沼市	内田 幹夫	H16.11.1	6,774	946-8601	魚沼市小出島910番地	(025)792-1000
南魚沼市	林 茂男	H16.11.1	10,975	949-6696	南魚沼市六日町180番地1本庁舎	(025)773-6660
十日町市	関口 芳史	H17.4.1	9,578	948-8501	十日町市千歳町3丁目3番地	(025)757-3111
胎内市	井畑 明彦	H17.9.1	5,493	959-2693	胎内市新和町2番10号	(0254)43-6111
燕市	鈴木 力	H18.3.20	13,474	959-0295	燕市吉田西太田1934番地	(0256)92-1111
聖籠町	西脇 道夫	S30.3.30	2,209	957-0192	聖籠町大字諏訪山1635番地4	(0254)27-2111
弥彦村	本間 芳之	S23.11.1	1,398	959-0392	弥彦村大字矢作402番地	(0256)94-3131
田上町	佐野 恒雄	S24.5.1	2,388	959-1503	田上町大字原ヶ崎新田3070番	(0256)57-6222
出雲崎町	仙海 直樹	S32.6.20	888	949-4392	出雲崎町大字川西140番地	(0258)78-3111
湯沢町	田村 正幸	S30.3.31	2,206	949-6192	湯沢町大字神立300番地	(025)784-3451
津南町	桑原 悠	S30.1.1	1,988	949-8292	津南町大字下船渡戊585番地	(025)765-3111
刈羽村	品田 宏夫	S23.9.1	821	945-0397	刈羽村大字割町新田215番地1	(0257)45-2244
関川村	加藤 弘	S29.8.1	978	959-3292	関川村大字下関912番地	(0254)64-1441
粟島浦村	脇川 善行	S23.9.30	101	958-0061	粟島浦村字日ノ見山1513番地11	(0254)55-2111
阿賀町	神田 一秋	H17.4.1	1,942	959-4495	阿賀町津川580番地	(0254)92-3111
新潟県医師 国民健康保険組合	川合 千尋	S32.11.1	4,794	951-8124	新潟市中央区医学町通2番町13番地	(025)223-6381
新潟県薬剤師 国民健康保険組合	内藤 重穂	S34.4.1	589	950-2055	新潟市西区寺尾上6丁目5番10号	(025)201-8123
新潟県建築 国民健康保険組合	佐藤 政己	S45.8.1	17,261	951-8133	新潟市中央区川岸町3丁目17番2号	(025)231-2856

5

国保連合会のあゆみ



新発田城（新発田市）

5 国保連合会のあゆみ

年 月	あ ゆ み
昭和16. 4	新潟県国民健康保険組合联合会設立、事務所を県学務部社会課内に設置
18. 4	連合会機構の中に「国民健康保険診療報酬審査会」を設置
19. 4	本部に一般職員、審査会職員を設置するとともに地方事務所及び支庁の管轄区域ごとに連合会支部を設置、専任職員をおく
20. 4	県庁から独立し厚生事業会館（新潟市東中通り2）に事務所を移転
23. 6	国保組合大会並びに国民健康保険法（以下「国保法」という）施行10周年記念式典（於新潟高校講堂）挙行
23. 7	県下直営診療施設を一丸とした新潟県国保診療施設協議会設立
23. 11	国保法改正により、組合連合会を現在の「国民健康保険団体連合会」に改称
25. 12	事務所を厚生事業会館から新潟県市町村会館（新潟市学校町2）に移転
26. 11	診療報酬請求書の第一次審査を各郡単位の設置した調査会で実施
27. 4	機構改革を実施し郡連合会を解散、連合会支部として発足
30. 7	国保事業振興のため国保連合会に永年勤続者等の表彰規定を制定
32. 11	直診協議会創立10周年記念大会を挙行、同時にこの会を発展的に解消、連合会の事業活動に吸収
33. 4	直診施設に関する研究機関として連合会に国保診療施設専門委員会を設置 県費貸付金3千万円、保険者預託金を原資とする国保融資金庫制度を創設
33. 9	「第5回社会保障政策促進東北大会」を新潟市公会堂で開催
35. 4	皆保険達成記念式典（於新潟市大和ホール）挙行
36. 11	県自治会館（新潟市医学町2）落成により連合会事務所を同会館に移転
38. 3	診療報酬審査業務の統一について、県、三師会、連合会五団体による覚書に調印
38. 4	審査業務の統合に伴い連合会に「新潟県国保診療報酬審査委員会」を設置、支部を廃止し、事務所を新潟、長岡、高田に配置するとともに、地区の連絡研究機関として県内5ブロックに地区協議会設置
45. 4	国保連合会機関紙として「国保情報」を発行
48. 1	老人福祉法に基づく老人医療費の審査支払事務を受託
48. 3	審査支払業務の実施について県、三師会、連合会五団体による覚書調印
48. 4	審査未委託の八市三組合の審査並びに全保険者の支払業務を統一実施 審査会場は、新たに新発田を加え四会場制に改め、業務の適正な運用を図るため審査支払運営委員会を設置
48. 4	県単補助事業の妊産婦、乳児医療費の審査支払業務を受託
48. 10	県単補助事業の老人（県老）重度心身障害者医療費の審査支払業務を受託
50. 10	診療報酬全国相互決済制度発足
51. 4	自動車損害賠償保障法に基づく代位請求事務を開始
52. 6	県国保運営協議会連絡会を設立、併せて東北地方国保運営協議会連絡会に加入
54. 5	審査支払事務の電算化開始
55. 4	第三者行為（交通事故）求償事務の自賠償保険（共済）と任意保険（共済）との一括請求、一括払方式を採用 交通事故などの法律問題を相談するため顧問弁護士を設置
56. 5	国保事務共同電算処理業務を全保険者一斉に開始
57. 4	医療費通知（お知らせ）事業開始
57. 6	国保診療報酬審査委員会に審査専門委員会を設置
58. 3	老人保健法施行（2月1日）に伴い、老人医療費審査支払事務、共同電算処理業務開始
59. 4	国保高額医療費共同事業開始
59. 10	国保退職者医療制度創設（10月1日）に伴い、審査支払を受託
60. 5	国保連合会事務所を新自治会館（新潟市新光町4番地1）に移転
60. 7	国保中央会高額レセプトの特別審査開始
60. 9	「第25回全国国保地域医療学会」を新潟市県民会館、白山会館で開催

年 月	あ ゆ み
61. 4	保健施設事業研究会設置
61. 7	「国保保健施設情報」第1号発行
62. 8	新潟県国保財政充実強化推進（国保3%推進運動）協議会発足
63. 9	国保法施行50周年記念式典（新潟市県民会館）挙行
平成元. 4	保険運営安定化対策事業開始
2. 4	診療報酬審査委員会を四会場から新潟会場に統合一本化して、審査の適正合理化を図るとともに審査専門部会、再審査部会の充実と常務処理委員を設置
2. 8	レセプト点検専門員を設置
2. 9	全国国保診療施設協議会新潟県支部を設置
3. 4	県単補助事業の県親医療費の審査支払業務を受託
4. 4	国の指定を受け健康総合対策事業開始（3ヶ年事業）
4. 5	国保連合会保健婦を設置（9.4 保健事業専門員と改称）
5. 4	国保連合会保健事業推進委員会を設置
5. 8	社保の県単医療費の審査支払業務を受託
7. 4	県単医療費（県障・県乳・県親）の入院時の食事療養費に係る標準負担額の審査支払業務を受託
8. 10	「第10回全国国保診療施設協議会地域医療現地研究会」を大和町公民館、水原町公民館で開催
9. 11	県単医療に係る薬剤一部負担金の審査支払業務を受託
10. 4	国保特別対策統括専門員を設置 幼児医療費の審査支払業務を受託
11. 4	在宅医療等推進支援委員会を設置
12. 3	在宅医療等推進支援事業の実施
12. 4	国保連合会事務所を新潟県自治会館別館（新潟市新光町7番地1）に移転 新潟大学における高額療養費受領委任払の実施
12. 5	介護保険法施行（4月1日）に伴い、審査支払業務の開始
12. 7	OCR（光学式文字読み取り装置）の導入（調剤レセプトを対象）
12. 9	レセプト電算処理システム厚生労働大臣指定方式の稼働
13. 4	国保連合会補助事業の実施（個性豊かな保健事業等）
13. 12	レセプト電算処理システム自由届出方式の稼働
14. 4	国保診療報酬審査委員会に審査運営委員会を設置
15. 1	介護保険に係る第三者行為（交通事故）求償事務の実施
16. 2	高齢者の高額療養費（医療費）受領委任払制度の実施
16. 4	国のモデル事業である「保険者の連携協力による都道府県単位での保健事業等の共同実施」のための「保険者協議会」を設置し、作業部会として「医療費分析部会」「保健活動部会」を設置
16. 10	OCR（光学式文字読み取り装置）の導入（医科レセプト）
18. 9	プライバシーマーク取得
18. 10	画面審査（医科・調剤）を試行
19. 4	レセプトオンライン請求（医科・調剤）の実施
19. 5	国民健康保険70歳未満に係る高額療養費受領委任払制度の実施 画面審査（医科・調剤）を本格実施
19. 10	障害者自立支援事業関係業務開始
20. 1	保険者レセプト管理システムの運用開始 新潟県健診保健指導支援協議会の設立
20. 4	特定健診費用決済及びデータ管理業務を開始 介護保険料・後期高齢者医療保険料及び国民健康保険料（税）の年金からの特別徴収に係る経由機関業務の開始 高額医療・高額介護合算の実施
20. 5	後期高齢者医療制度創設（4月1日）に伴い、審査支払業務を開始
21. 4	特定疾患治療研究事業の対象療養に係る自己負担限度額の軽減実施 介護従事者処遇改善臨時特例交付金支払の実施
21. 11	出産育児一時金等支払制度創設（10月1日）に伴い、支払業務の開始 介護職員処遇改善交付金支払業務の開始

年 月	あ ゆ み
23. 3	介護従事者処遇改善臨時特例交付金の廃止
23. 4	社保の県単医療費、審査支払業務を支払基金に移管
23. 10	国保総合システムの運用開始
24. 1	一次審査における横覧点検の実施
24. 3	高額療養費受領委任払制度の廃止 一次審査における縦覧点検の実施
24. 4	外来診療における高額療養費の現物給付化開始 全国国民健康保険診療施設協議会の公益社団法人化に伴い、新潟県国民健康保険診療施設協議会へ名称変更
24. 5	児童福祉法に基づく障害児支援給付費等の支払等業務開始
24. 7	ジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知事業開始
25. 4	国保連合会補助事業の実施（特定健診未受診者等特別対策補助事業） 障害者自立支援法から障害者総合支援法に名称変更
25. 10	一次審査における医調突合審査の実施
26. 5	介護保険・障害者総合支援一拠点集約化システムの稼働
26. 8	国保データベース（KDB）システム導入
26. 9	海外療養費における不正請求対策事業の実施
26. 10	介護給付費適正化委託業務の開始
26. 11	介護給付費等のインターネット請求の実施 保健事業支援・評価委員会の設置 （国保・後期高齢者ヘルスサポート事業開始）
27. 1	恒久的な保険者間調整業務の実施
27. 4	介護予防・日常生活支援総合事業費の審査支払を開始
27. 6	国保レセプト二次点検業務開始
27. 10	介護保険台帳管理支援システムの運用開始
28. 10	妊産婦医療費助成事業の審査支払業務開始
30. 4	国保情報集約システムの運用開始 市町村国保の都道府県単位化に伴い、新潟県が保険者として本会会員となる
30. 5	障害者総合支援給付支払等業務の審査業務を開始
令和元. 5	あはき療養費に係る審査業務を開始
元. 6	風しんの追加的対策事業に係る請求支払業務を開始
2. 6	新型コロナウイルス感染症への対応により、資金調達が困難となった保険医療機関等に対する資金繰りを支援するため、診療報酬の概算前払いを実施 新潟県国保連合会補助事業支援型の実施
2. 8	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に係る慰労金及び支援金の申請受付及び支払事務を実施
2. 10	オンライン資格確認等システムの稼働
3. 4	新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用請求及び支払事務を実施 障害者総合支援等業務における地域生活支援に係る支援給付費の審査支払業務を開始
3. 11	新潟県健康づくりのための情報提供事業に係る費用決済業務を開始
4. 1	新型コロナウイルス感染症流行下における介護・障害福祉サービス事業所等の感染防止対策支援事業における受付及び支払業務を実施
4. 3	新潟県国保連合会補助事業終了
4. 4	特定健診受診率向上支援事業開始
4. 5	「第36回（令和4年）地域医療現地研究会」を新潟市「朱鷺メッセ」で開催
4. 6	介護職員処遇改善支援事業、福祉・介護職員処遇改善支援事業に係る補助金・交付金支払事務を実施
5. 4	ケアプランデータ連携システム（国保中央会開発）の稼働
6. 3	新潟県国保連合会補助事業支援型終了
6. 6	介護職員処遇改善支援事業、福祉・介護職員処遇改善支援事業に係る補助金・交付金の額の算出事務を実施

6

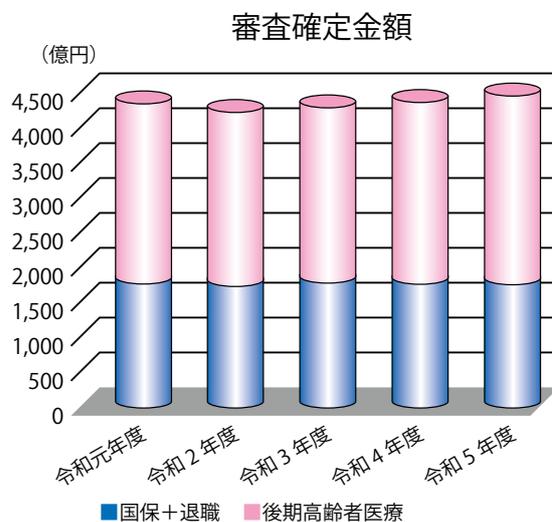
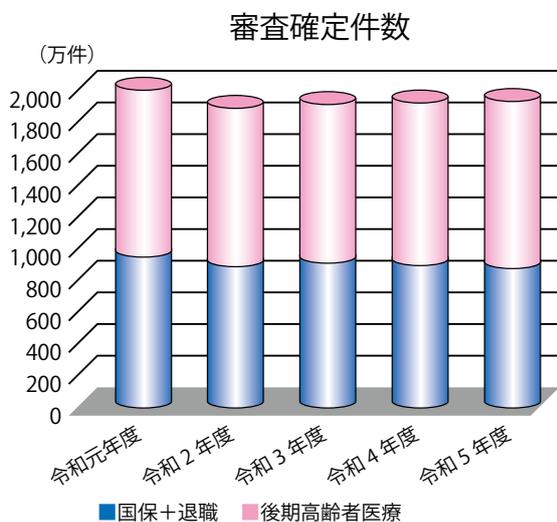
各種統計資料



美人林（十日町）

6 各種統計資料

① 診療報酬等審査確定件数・金額の推移



【合計】

年度	審査確定件数 (件)	審査確定金額 (円)
令和元年度	19,422,888	420,674,640,030
令和2年度	18,280,193	408,395,756,230
令和3年度	18,517,404	414,993,563,083
令和4年度	18,600,116	422,547,783,359
令和5年度	18,696,045	431,760,102,106

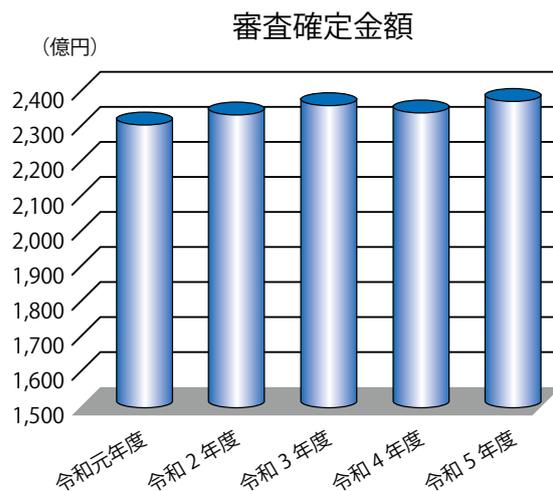
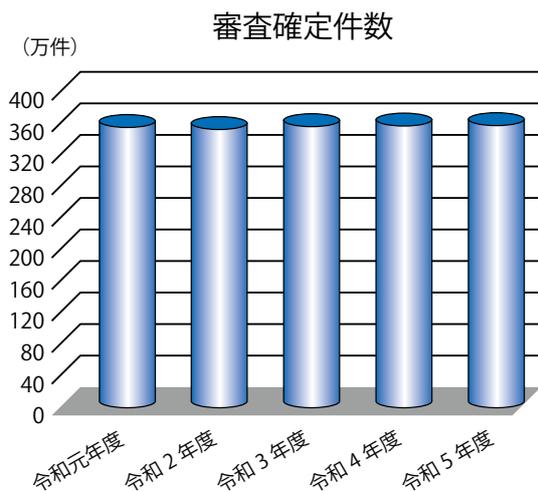
【国保+退職】

年度	審査確定件数 (件)	審査確定金額 (円)
令和元年度	8,644,791	157,421,019,813
令和2年度	8,038,343	153,855,563,092
令和3年度	8,258,837	158,712,106,259
令和4年度	8,102,235	156,983,678,509
令和5年度	7,913,553	156,287,612,968

【後期高齢者医療】

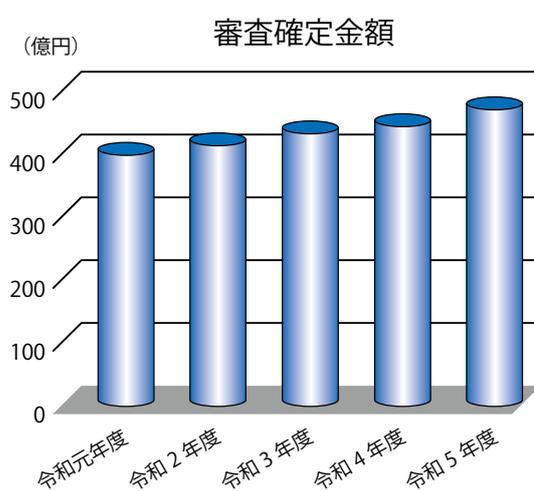
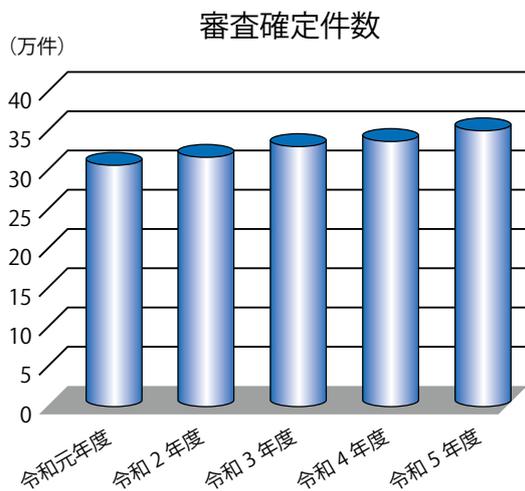
年度	審査確定件数 (件)	審査確定金額 (円)
令和元年度	10,778,097	263,253,620,217
令和2年度	10,241,850	254,540,193,138
令和3年度	10,258,567	256,281,456,824
令和4年度	10,497,881	265,564,104,850
令和5年度	10,782,492	275,472,489,138

② 介護給付費等審査確定件数・金額の推移



年度	審査確定件数 (件)	審査確定金額 (円)
令和元年度	3,420,848	227,672,787,684
令和2年度	3,395,129	230,542,648,383
令和3年度	3,431,590	233,202,506,307
令和4年度	3,436,438	231,175,587,298
令和5年度	3,444,679	234,401,799,136

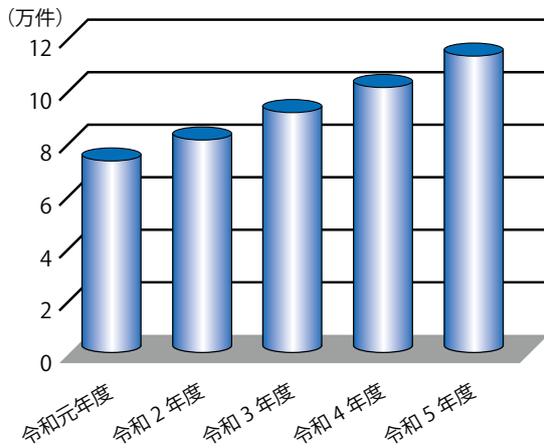
③ 障害者総合支援給付費等審査確定件数・金額の推移



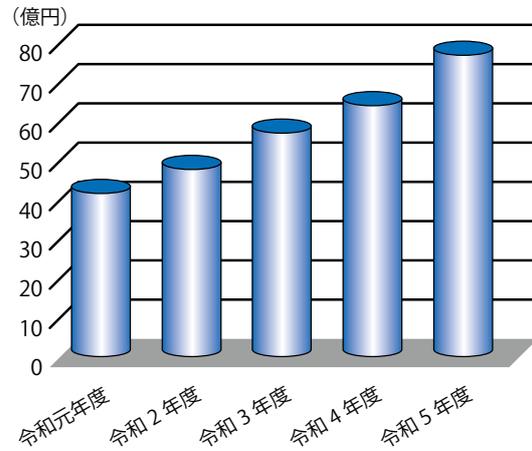
年度	審査確定件数 (件)	審査確定金額 (円)
令和元年度	293,911	38,279,605,836
令和2年度	304,087	39,802,104,759
令和3年度	316,754	41,701,808,166
令和4年度	324,109	42,843,639,623
令和5年度	337,467	45,523,855,771

④ 障害児支援給付費等審査確定件数・金額の推移

審査確定件数



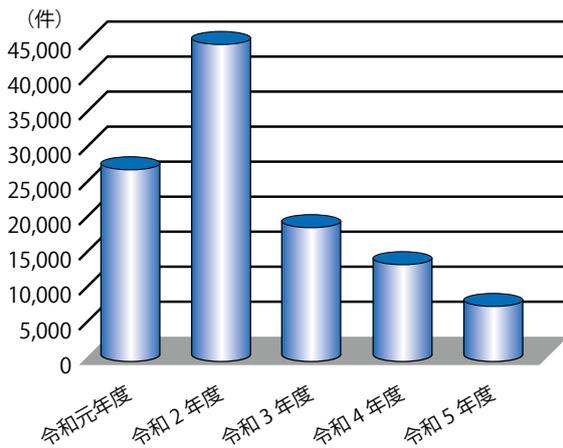
審査確定金額



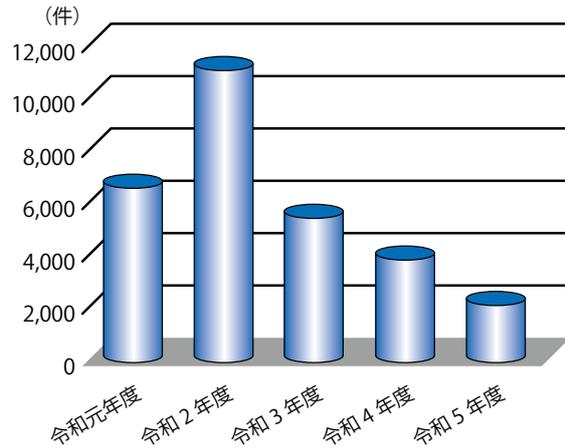
年度	審査確定件数 (件)	審査確定金額 (円)
令和元年度	71,366	4,063,842,173
令和2年度	79,359	4,675,399,635
令和3年度	89,790	5,600,839,944
令和4年度	99,278	6,300,050,034
令和5年度	111,302	7,557,428,677

⑤ 風しんの追加的対策事業確定件数の推移

抗体検査 確定件数

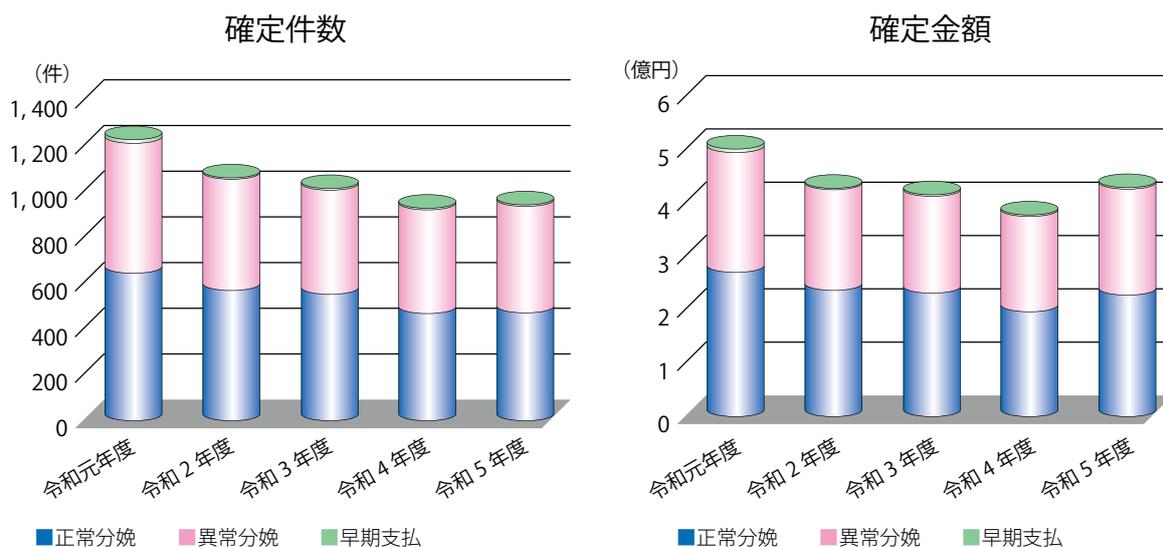


予防接種 確定件数



年度	抗体検査 確定件数 (件)	予防接種 確定件数 (件)
令和元年度	25,777	6,252
令和2年度	43,667	10,749
令和3年度	17,486	5,103
令和4年度	12,211	3,508
令和5年度	6,262	1,773

⑥ 出産育児一時金等確定件数・金額の推移



【合計】

年度	確定件数 (件)	確定金額 (円)
令和元年度	1,199	488,573,450
令和2年度	1,032	416,555,474
令和3年度	985	404,430,858
令和4年度	895	363,175,631
令和5年度	909	414,316,201

【正常分娩】

年度	確定件数 (件)	確定金額 (円)
令和元年度	614	257,124,111
令和2年度	539	224,260,981
令和3年度	522	218,959,088
令和4年度	438	183,246,490
令和5年度	441	214,404,639

【異常分娩】

年度	確定件数 (件)	確定金額 (円)
令和元年度	569	224,729,339
令和2年度	487	189,774,493
令和3年度	456	182,531,770
令和4年度	454	178,669,141
令和5年度	466	198,911,562

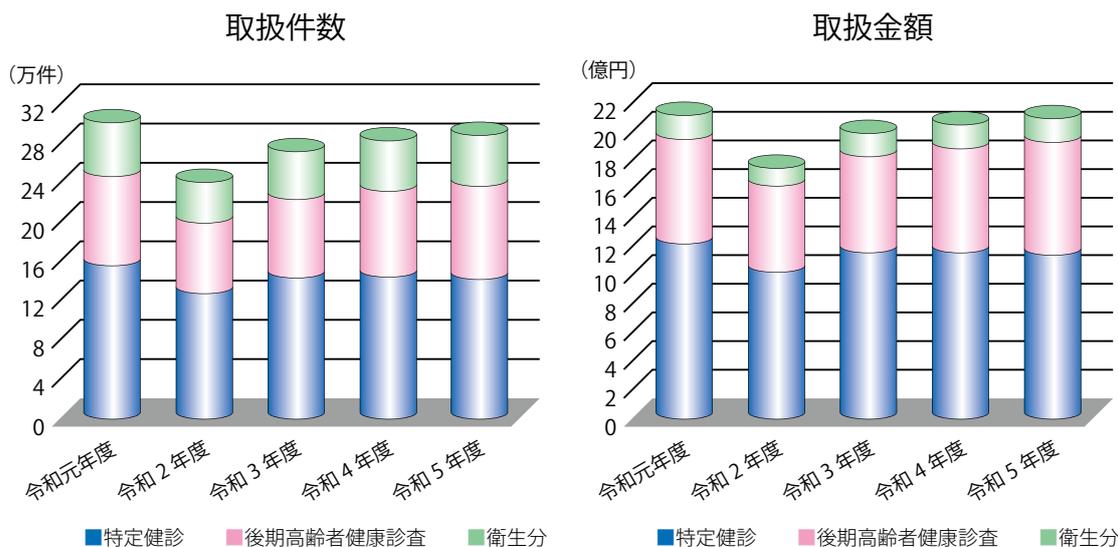
【早期支払】

年度	確定件数 (件)	確定金額 (円)
令和元年度	16	6,720,000
令和2年度	6	2,520,000
令和3年度	7	2,940,000
令和4年度	3	1,260,000
令和5年度	2	1,000,000

⑦ 新型コロナウイルス感染症予防接種取扱件数

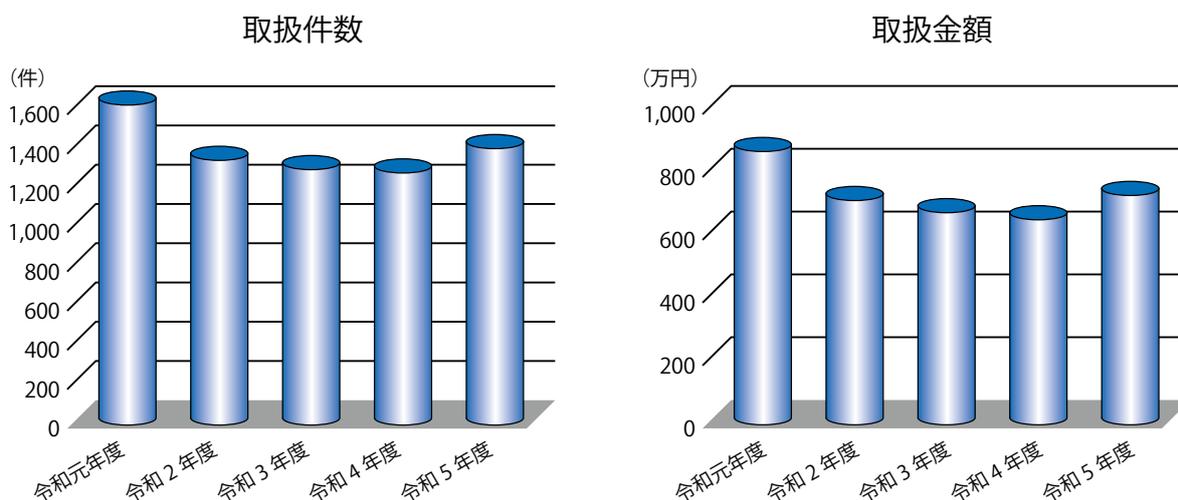
年度	取扱件数 (件)
令和3年度	346,415
令和4年度	189,922
令和5年度	57,418

8 特定健康診査取扱件数・金額の推移



年度	特定健診		後期高齢者健康診査		衛生分	
	取扱件数(件)	取扱金額(円)	取扱件数(件)	取扱金額(円)	取扱件数(件)	取扱金額(円)
令和元年度	145,442	1,148,128,591	90,825	727,639,953	54,852	165,307,135
令和2年度	117,020	950,076,837	71,835	601,625,938	41,468	123,931,289
令和3年度	132,968	1,086,126,627	79,925	670,259,208	48,745	162,125,258
令和4年度	133,854	1,085,378,935	87,358	725,762,469	51,456	166,711,887
令和5年度	131,463	1,068,311,373	94,789	787,403,530	51,955	165,569,277

9 特定保健指導取扱件数・金額の推移

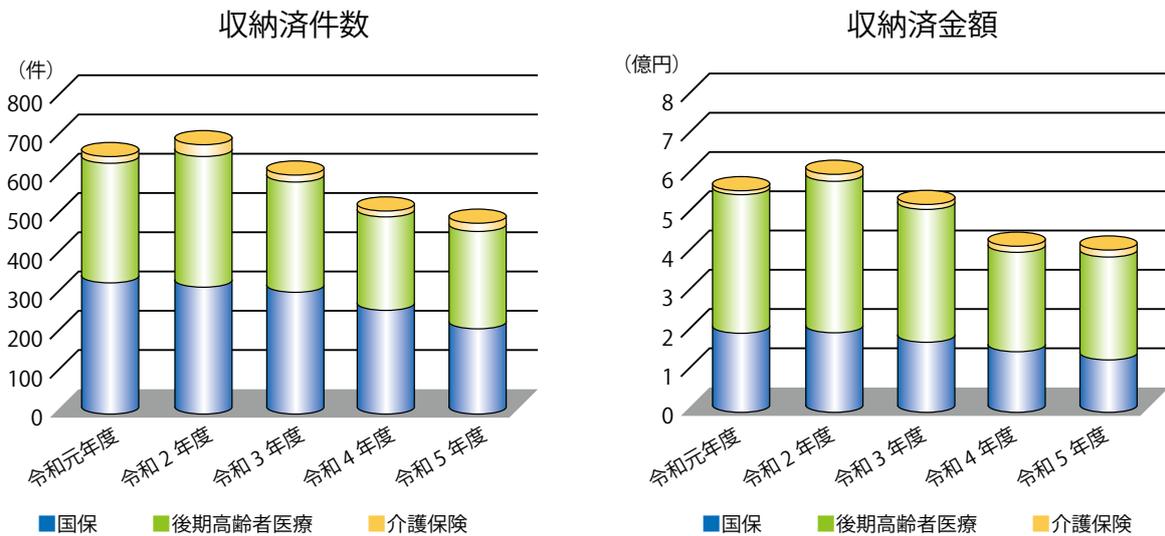


年度	取扱件数(件)	取扱金額(円)
令和元年度	1,576	8,346,700
令和2年度	1,293	6,709,669
令和3年度	1,247	6,409,149
令和4年度	1,230	6,184,152
令和5年度	1,354	6,957,819

⑩ 新潟県健康づくりのための情報提供事業費用決済取扱件数・金額の推移

年度	取扱件数 (件)	取扱金額 (円)
令和3年度	615	1,537,500
令和4年度	1,171	2,927,500
令和5年度	1,204	3,010,000

⑪ 第三者行為損害賠償求償事務取扱状況の推移



【合計】

年度	収納済件数 (件)	収納済金額 (円)
令和元年度	627	537,389,673
令和2年度	659	579,210,886
令和3年度	586	502,419,954
令和4年度	490	395,986,742
令和5年度	459	386,289,691

【国保】

年度	収納済件数 (件)	収納済金額 (円)
令和元年度	307	174,217,028
令和2年度	296	175,533,597
令和3年度	283	151,346,614
令和4年度	237	127,246,147
令和5年度	190	106,365,362

【後期高齢者医療】

年度	収納済件数 (件)	収納済金額 (円)
令和元年度	303	353,188,126
令和2年度	333	385,848,526
令和3年度	281	338,413,726
令和4年度	238	253,206,951
令和5年度	248	262,106,355

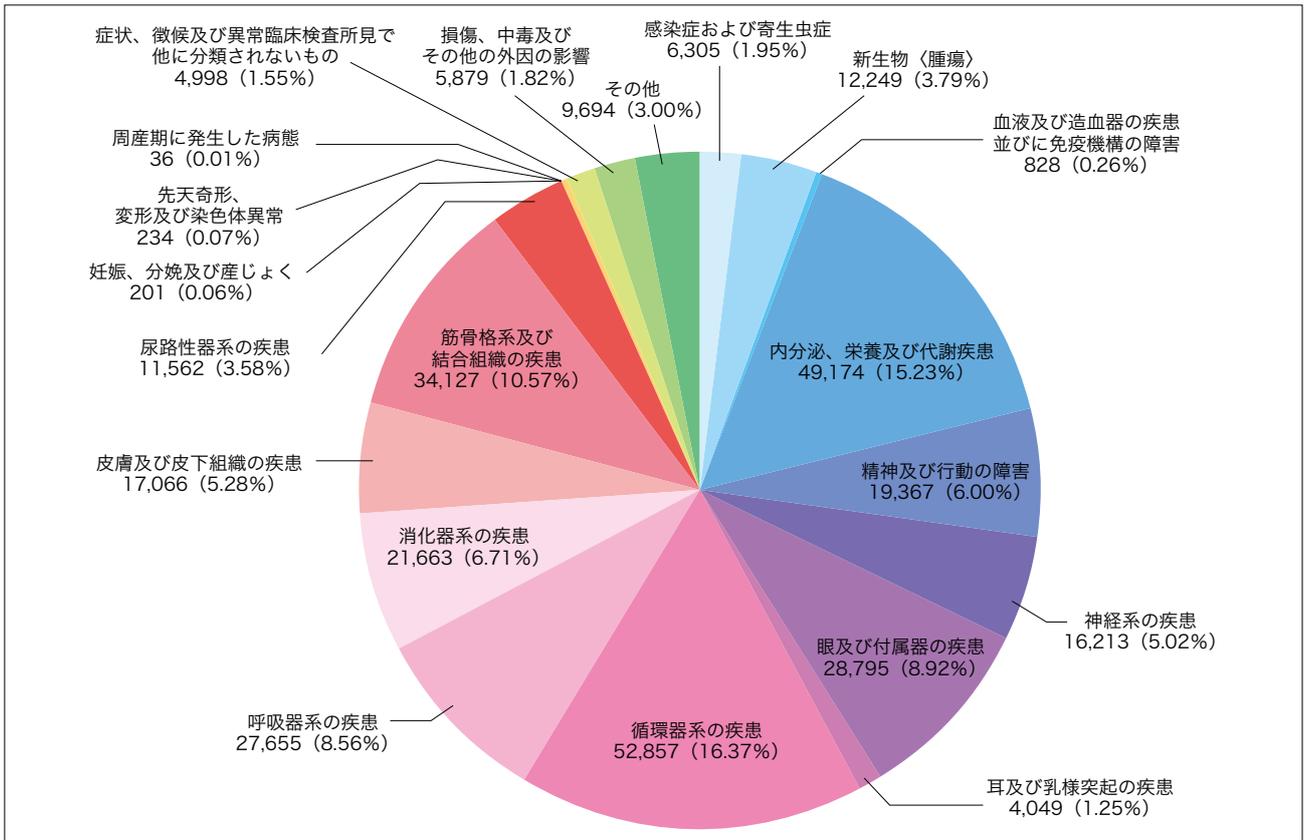
【介護保険】

年度	収納済件数 (件)	収納済金額 (円)
令和元年度	17	9,984,519
令和2年度	30	17,828,763
令和3年度	22	12,659,614
令和4年度	15	15,533,644
令和5年度	21	17,817,974

⑫ 疾病分類状況（令和5年5月診療分）

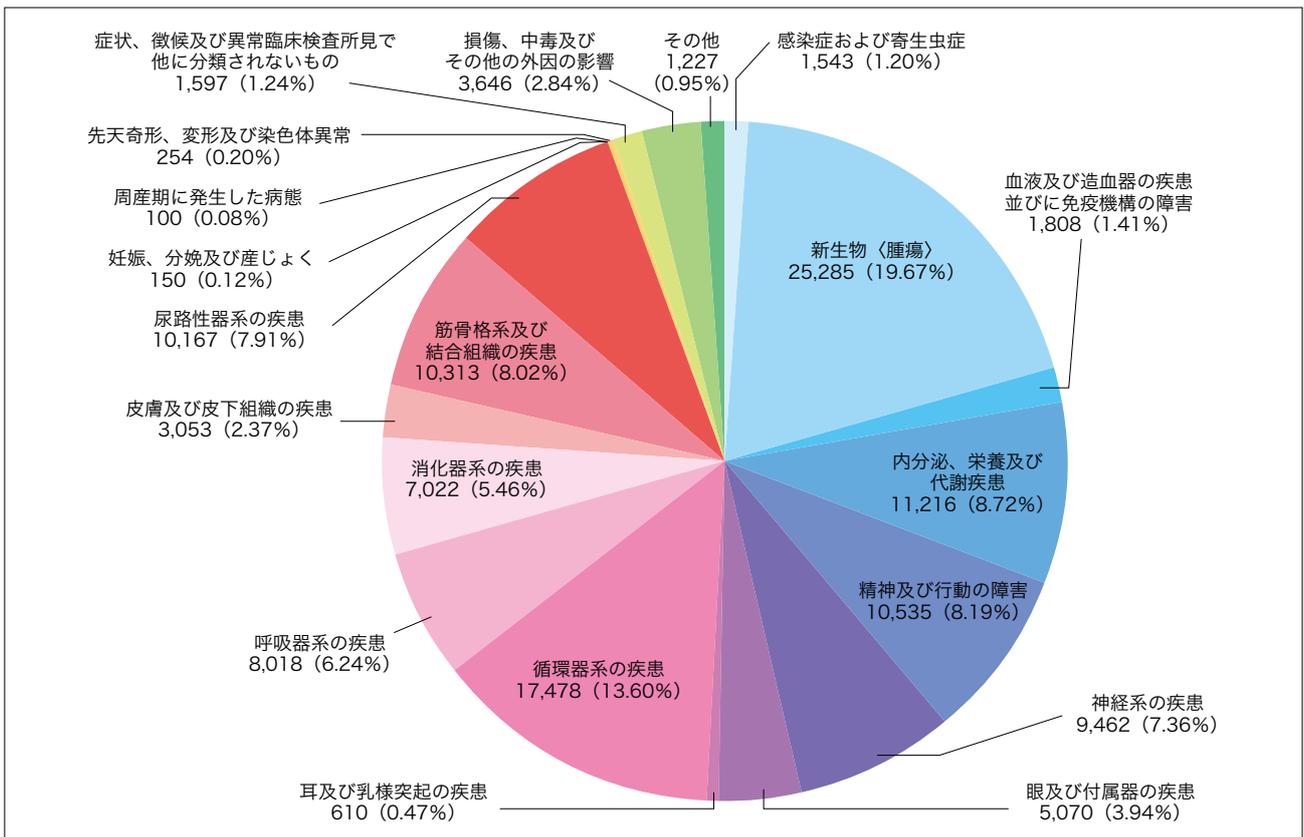
レセプト件数の状況

(件)



費用額の状況

(万円)



出典：KDB システム

令和6年度版
新潟県国保連合会事業ガイド

令和6年8月発行

発行 新潟県国民健康保険団体連合会
印刷・製本 株式会社 和光印刷



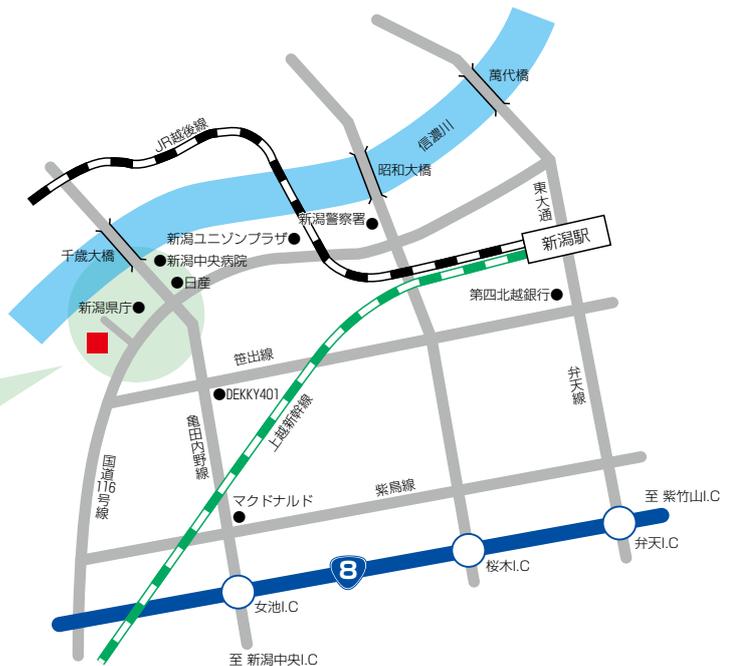
〒950-8560 新潟市中央区新光町7番地1 新潟県自治会館別館内

課名	TEL	FAX	E-mail
総務課	025(285)3030	025(285)3060	soumu@niigata-kokuho.or.jp
財務課	025(285)3032		zaimu@niigata-kokuho.or.jp
保健事業課	025(285)3039	025(285)3054	hokenjigyo@niigata-kokuho.or.jp
保険者支援課	025(285)3033	025(285)3054	hokensien@niigata-kokuho.or.jp
介護保険課	025(285)3072	025(285)3350	kaigo@niigata-kokuho.or.jp
情報管理課	025(285)2102	025(285)3054	jyoho@niigata-kokuho.or.jp
審査業務第一課	025(285)3040	025(285)3129	sinsa@niigata-kokuho.or.jp
審査業務第二課	025(285)3086		sinsa2@niigata-kokuho.or.jp
審査管理課	025(285)1191	025(285)3074	kanri@niigata-kokuho.or.jp

新潟県国保連合会ホームページ <http://niigata-kokuho.or.jp/>

公共交通機関をご利用の場合

- **JR新潟駅バスターミナル**
 「S2鳥屋野線」乗車、「県庁前」下車（約25分）
 「S3水島町線」乗車、「県庁前」下車（約20分）
 「C1県庁線」乗車、「県庁前」または「県庁」下車（約25分）
- **県内高速バス**
 「県庁東」下車、徒歩4分
- **タクシー**
 JR新潟駅より約15分、新潟中央ICより約10分



本会はプライバシーマークを取得しております。
 ※本会では診療報酬明細書をはじめとした個人情報を取り扱っており、個人情報の保護について厳重な管理に努めております。

